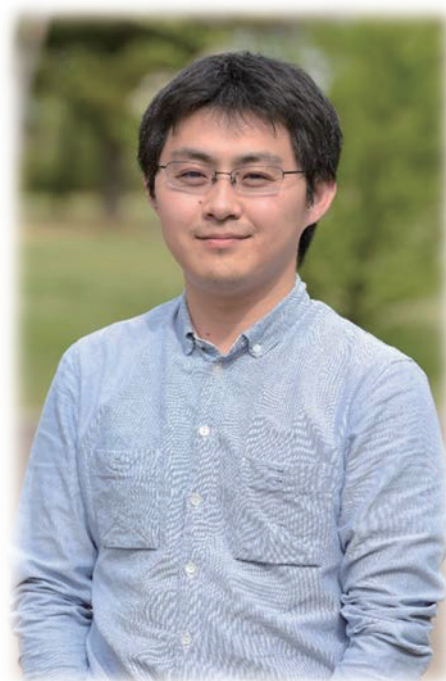


第 52 回 埼玉県消費者大会

大会スローガン

自ら考え行動する消費者になろう ～平和で安心してくらせる社会へ～



第 52 回大会記念講演
藤田孝典さん



昨年の消費者大会の様子

日時 2016 年 10 月 12 日（水） 全体会 10 時 30 分～12 時 30 分
分科会 13 時 30 分～15 時 30 分
会場 さいたま市文化センター 大ホール・小ホール・会議室など
主催 第 52 回埼玉県消費者大会実行委員会
後援 埼玉県

第 52 回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】

実行委員長 川上豊子 (埼玉母親大会連絡会事務局長)
 副実行委員長 滝澤玲子 (埼玉県生活協同組合連合会)
 事務局長 岩岡宏保 (埼玉県消費者団体連絡会事務局長)

No	団体名	代表者名
1	埼玉県地域婦人会連合会	柿沼トミ子
2	新日本婦人の会埼玉県本部	加藤ユリ
3	埼玉県生活協同組合連合会	岩岡宏保
4	埼玉母親大会連絡会	美口千枝子
5	埼玉公団住宅自治会協議会	佐藤利彦
6	さいたま市消費者団体連絡会	廣田美子
7	コーペル	奈良原ノブ子
8	生活協同組合コープみらい	新井ちとせ
9	生活協同組合パルシステム埼玉	田原けい子
10	医療生協さいたま生活協同組合	雪田慎二
11	さいたま住宅生活協同組合	後藤晴雄
12	埼玉県労働者共済生活協同組合 (全労済)	横田行秀
13	J A 埼玉県女性組織協議会	見川せつ子
14	埼玉県農民運動連合会	立石昌義
15	適格消費者団体 N P O 法人埼玉消費者被害をなくす会	池本誠司
16	埼玉県消費生活コンサルタントの会	山下則子
17	春日部市くらしの会	齋藤恂子
18	加須市くらしの会	杉沢正子
19	久喜市くらしの会	宮内智
20	志木市くらしの会	木下里美
21	白岡市くらしの会	川嶋ヒロ子
22	越谷市消費生活研究会	中村千代子
23	埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会	星川一恵

事務局団体 埼玉県消費者団体連絡会

もくじ	大会プログラム	P 1	分科会プログラム	P16
	大会スローガンと基調報告	P 2	実行委員会参加団体紹介	P18
	埼玉県への要請書	P 8	資料	P25
	記念講演 講師紹介	P15		

大会プログラム（全体会）

開場：10時00分 開会：10時30分 閉会：12時30分

1. 開会（司会）

久慈美知子さん （さいたま市消費者団体連絡会）

根本マサ子さん （志木市くらしの会）

2. オープニング

消費者被害防止劇団 S a s a L （ササエル）

（埼玉県消費生活コンサルタントの会）

3. 実行委員会団体紹介

4. 主催者挨拶

川上豊子 実行委員長

5. 来賓挨拶

上田清司 埼玉県知事

6. 基調報告・埼玉県への要請

岩岡宏保 事務局長

7. 記念講演

『現代日本の貧困-貧困世代と下流老人とは何か-』

藤田孝典さん （NPO 法人ほっとプラス代表理事）

※お願い：講演中の録音、写真・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

8. 大会アピール採択

新井妥子さん （さいたま住宅生協）

9. 閉会

会場内では携帯電話の電源はお切りください。開演中の飲食はご遠慮ください。
場内で記録用の写真撮影をしております。撮影した写真は実行委員会団体、埼玉県
消費者団体連絡会などで、報告用として広報紙、ホームページで活用します。

大会スローガンと基調報告

スローガン「自ら考え行動する消費者になろう ～平和で安心してくらせる社会へ～」

私たちは、「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法のもとで暮らす国民です。また、「消費者の権利」の実現を求める消費者です。

平和なくしては安心してくらせません。そしてくらしの安心は、安定した雇用が前提と考えます。さらにだれもが平等に教育を受けられる社会が必要です。

憲法 12 条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを確保しなければならない」と謳われており、自ら考え行動する消費者であることが求められていると考えます。

1. 平和でなければ、ふだんのらしも消費者の権利も成り立ちません。

- (1) 安全保障にかかわる政策が大きく変化しています。2013 年の国家安全保障会議（日本版 NSC）の設置をはじめ、2014 年 1 月に国家安全保障局が発足、4 月に武器輸出三原則の緩和・見直しの閣議決定、7 月に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がおこなわれ、12 月には特定秘密保護法が施行されました。さらに 2015 年 9 月には、安全保障関連法が可決・成立し、憲法の平和主義や立憲主義、民主主義が問われる事態となっています。
- (2) 2015 年は、被爆・終戦から 70 年、5 年に一度の NPT 再検討会議の開催、第 30 回埼玉県原爆死没者慰霊式と節目の年でした。沖縄では、沖縄県知事選や 2014 年 12 月の総選挙（沖縄の全選挙区）では、現政権に反対する民意が示されましたが、普天間基地の辺野古への移設問題など「民意を無視した」動きが継続しています。
- (3) 2015 年 12 月に入間基地で陸海空の自衛隊が参加した「邦人輸送」を想定した訓練が行われました。また、防衛省は 2013 年暮れに発表した防衛大綱・中長期防衛力整備計画に基づき、中期防衛期間中（2014 年～2017 年）に、陸上自衛隊に陸上総隊を新編することを打ち出し、その司令部を陸上自衛隊朝霞駐屯地に置くこととしています。
- (4) 2016 年 7 月 10 日の参院選は、自民・公明両党が改選過半数を確保し、改憲勢力も 3 分の 2 以上に達しました。1945 年の終戦直後に「25 歳以上」から現行の「20 歳以上」となって以来、70 年ぶりに選挙権年齢が「18 歳以上」に引き下げられて初めての国政選挙でした。高校での模擬投票なども実施され投票率は 19 歳より 18 歳が高い結果となりました。また、上からではなく、今の政治への危機感を共有する市民の側が政治を変える「新しい市民運動」とも言える動きが出てきています。

2. 私たちが長期に取り組んでいる消費者運動の成果として法整備などが進んでいます。

- (1) 戦後 1940 年代は食料の確保やヤミ物価の撲滅、1950 年代は「不良品追放運動」、1960 年代は「ニセ牛缶事件」「サリドマイド事件」「カネミ油症事件」など食品への有害物質の混入や欠陥商品による消費者被害、1970 年代に入ると「マルチ商法」、1980 年代は「サラ金被害」「豊田商事事件」などが社会問題化しました。

- (2) そのような中、消費者の取り組みもあり、1962 年に「景品表示法」や「家庭用品品質表示法」が制定されました。1968 年に「消費者保護基本法」が制定され、日本の消費者政策の基本理念が定められました。1969 年の地方自治法改正で「消費者保護」が地方の事務として規定されました。
- (3) 消費者と事業者との間の情報量、交渉力の格差を考慮した民事ルールを整備が進み、1994 年に「製造物責任法」、2000 年に「消費者契約法」などが制定されました。その後、2003 年「食品安全基本法」、2004 年「消費者基本法」、消費者の権利の明記、消費者庁や消費者委員会の設置など、消費者運動は大きな成果を生んできています。しかし、高齢化、グローバル化、IT の進展などに伴い、消費者問題や消費者被害が複雑化・深刻化しています。
- (4) 埼玉県内の消費者被害は、契約金額別件数（金額が判明したものに限り。契約していない場合は請求された額）でみると、2014 年度は、契約購入金額が判明しているものは、2 万 5282 件で、合計金額は約 333 億円、1 件当たりの平均契約金額は約 132 万円でした。年代別契約金額（年齢・金額が判明したものに限り） 平均契約金額が最も高額だったのは 60 歳代の 192 万 6000 円で、次いで 70 歳代以上の 177 万 7000 円と依然として高齢者の契約金額が高額になっています。

3. 食の安全・安心は、引き続き、消費者の大切な願いです。

- (1) 現在、世界の人口は 73 億人、2050 年に 97 億人、2100 年に 112 億人の見込みです。一方、国内の耕地面積は 1961 年の 609 万ヘクタールから 2014 年に 452 万ヘクタールに、農業就業人口は、2000 年の約 390 万人から 2016 年には 200 万人を割りました。食料自給率は、カロリーベースで現状 39%、目標は 50%から 45%に引き下げられ、食の安全・安心面の「量の確保」に不安を感じます。一方、「食品ロス」は大きな社会問題であり、フード・バンクなどの取り組みもより一層、求められています。
- (2) また、農地は降雨などが地下水になることを助け、土地の浸食や洪水を防ぐなど重要な公益的機能を果たしています。農業所得に占める政府支出の割合は、日本 15.6%、フランス 90.2%、イギリス 95.2%、スイス 94.5%などで、日本は少なすぎる状態です。
- (3) 2015 年 4 月から始まった機能性表示食品の制度は、一年以上が経過し、加工食品・サプリメント・生鮮品など 300 品目を超える届け出がされています。様々なアンケート調査では国民の半数程度がいわゆる健康食品を摂っていると言われてしています。利用がひろがっている反面、法律で定められた保健機能食品を含め、不適正な表示・広告の蔓延、利用する消費者の意識の問題など、解決しなければいけない多くの課題があります。こうした状況を受けて 4 月の消費者委員会では「表示・広告の一層の適正化に向けた取組の強化」「トクホの制度・運用の見直し」などを内閣府特命担当大臣に建議しました。また、食品安全委員会は昨年 12 月に消費者に向けて『いわゆる「健康食品」に関するメッセージ』を発表し、食品としての安全性、健康食品としての安全性、健康食品を摂る目的など 19 項目にわたって注意を呼びかけました。
- (4) 埼玉県は、食育基本法に基づき策定した「第 3 次食育推進計画」（2016 年度から 3 カ年）で、市町村立の小中学校の学校給食に地場産物を使用する割合について、2018 年

度は全国平均を上回る 30%とする目標を盛り込みました。学校給食で地場産物を使用している割合は、2015 年度は 23.1%。2012 年度は 22.0%（全国平均 25.1%）、2013 年度が 21.8%（同 25.8%）、2014 年度が 22.3%（同 26.9%）でいずれも全国平均を下回っています。

- (5) 環太平洋経済連携協定（TPP）は、埼玉消団連としては「農林水産業を破壊する TPP への交渉参加に反対します（2010. 11. 12.）」と反対を表明しています。TPP の埼玉県内農林水産物への影響について、県が国の試算方法に基づいて算出した結果、生産額の減少が約 8～12 億円になることが分かりました。生産減少額が最も大きいのは牛肉で、生産額が 3 億 3000 万円～6 億 6000 万円減少するとの試算です。豚肉 2 億～3 億円、小麦 1 億 4000 万円、鶏卵 5000～9000 万円、牛乳乳製品 3000～6000 万円、鶏肉 1000～2000 万円、大麦 500 万円と減少を試算しています。一方、国の試算方式は「現実離れたもの」との声も上がっています。また、TPP は、農業や食の問題にとどまらず、21 分野にわたり「国のあり様を変える」との評価もあり、消費者として関心を高める必要がある事項です。

4. 安心してらせる社会を創っていくためには、安定した雇用＝だれもが安心して働き続けられることが前提と考えます。しかし、標準世帯と正規雇用の前提が変化する中、セーフティーネット・社会保障制度のあり方が大きく変わってきています。現役世代や次世代への支援を強化し子どもを産み育てる喜びや希望の持てる社会が求められています。また、高齢化により地域での「見守りネットワーク」などが急務です。

- (1) 消費税の 10%への増税は 2019 年 10 月と再延期されました。消費税 10%への引き上げは、2012 年に当時の民主党政権と自民・公明との三党合意としてまとめた「社会保障と税の一体改革」が原点です。とは言うものの「消費税は全額社会保障に充てる」のではなく、引き上げ分の 5%のうち社会保障の充実に 1%、4%分は過去の財政赤字の穴埋め・将来世代へのつけ回しの回避に使われます。
- (2) 実質可処分所得は、連続するデータのある 1963 年から年ごとに上昇しましたが、1997 年の月額 47 万 9302 円を頂点に減少に転じました。直近の 2015 年には 40 万 8649 円まで下がりました。この額は 1985 年の 41 万 3835 円より低い水準です。
- (3) 1989 年度から 2015 年度まで 27 年間で支払った消費税は 304 兆円。同じ時期に法人 3 税の減収の累計は 263 兆円。消費税が法人税減収の穴埋めに使われたことになるとも言えます。株主配当は 3.0 兆円から 12.1 兆円。法人税負担率は 43.7%から 24.1%となっており、さらに下げる議論がされています。
- (4) 埼玉県社会福祉協議会は、2016 年 6 月 6 日、2014 年 9 月から開始した生活困窮者に対する相談支援事業の実績を公表しました。相談件数は 2014 年 9 月～2015 年 3 月までが 270 件、2015 年度は 511 件、開始からの 1 年 7 か月で計 781 件でした。うち 20～50 歳代の相談が全体の 71.1%の 555 件を占め、内容は「失業」が最も多くなっています。
- (5) 2000 年に 26%だった非正規雇用者の割合は、総務省の 2015 年 12 月速報によると、前年同月に比べ 22 万人増えて 2,038 万人（38.1%）です。内訳はパートが 988 万人、アルバイトが 453 万人、契約社員が 275 万人など。男女ともに非正規の割合は上昇し、男性 22.4%、女性 57.0%となっています。また、働いてもまともな生活ができない低

賃金の「ワーキングプア」が 2014 年、約 1,139 万人と史上最多を更新しました。このうち約 8 割が非正規雇用労働者です。

- (6) 働き盛りの男性で非正規が増えています。総務省「労働力調査」で非正規雇用労働者数の推移を男女別、年齢別にみると、25～54 歳の男性は 2002 年の 158 万人から 2015 年は 228 万人へと 1.44 倍に増えました。また、2015 年の「賃金構造基本統計調査」（厚労省）によると、非正規雇用で働き続けた場合の生涯賃金は、正規雇用に比べて 1 億円以上少なくなります。
- (7) 生活に困窮する低所得者が増加しています。目立つのは単身者で、生活保護を受ける高齢者の 90.5%を占めています。格差・貧困が広がる中、子どもの 6 人に 1 人が貧困な状態にあり、一人親世帯では 5 割を超え、貧困の連鎖も深刻な社会問題です。
- (8) 国民が拠出する国民年金などの積立金を運用する「GPIF」（年金積立金管理運用独立行政法人）が 2015 年度、5 兆円を超える損失を出しました。GPIF は国の方針に基づき 2014 年秋以降、運用資産のうち株式に投資する比率の目安を 24%から 50%に倍増させたが、積極的な株式投資が裏目に出ました。リスクの高い資産を主軸に年金を運用する政策の是非が問われています。
- (9) 米経済誌『フォーブス』の集計によると「日本の富裕層」上位 40 人の資産総額は、この 4 年間で 7.2 兆円から 15.4 兆円に増加しました。その一方、労働者の実質賃金は低下し、消費税増税で消費が冷え込みました。経済の 6 割を占める個人消費が 2 年連続マイナスです。また、貧困撲滅に取り組む国際 NGO「オックスファム」によると、世界で最も裕福な 62 人が保有する資産は、世界の人口のうち経済的に恵まれない下から半分にあたる約 36 億人が保有する資産とほぼ同じということです。
- (10) 戦後最大の保育改革とも言われる「子ども子育て新システム」と大きな期待感がある中、「保育園落ちた」のブログが大きな反響を呼んでいます。専業主婦世帯と共働き世帯の推移は、1980 年は 1,114 万世帯と 614 万世帯、これが 1990 年代に逆転し、2014 年は 720 万世帯と 1,176 万世帯となっています。世帯や働き方の変化に政策が追いついていない状況になっています。
- (11) 埼玉県は人口当たりの医師数は都道府県別で最下位、高齢化率の伸びは日本一です。中央社会保険医療協議会の 2016 年度診療報酬改定は、「重症者向け病床の要件を厳しくして削減」「紹介状なし大病院受診で初診時 5,000 円以上」「かかりつけ医、かかりつけ薬局への報酬引き上げ」など、国民が医療から遠ざかることなどが心配されています。
- (12) 2015 年度に介護保険の制度改定により、介護度の低い高齢者の介護を市町村に移管する「新たな地域支援制度」が始まり、そのための協議会や研究会などが各地で始まっています。地域包括ケアシステムの構築に向けた動きが本格化してきています。
- (13) マイナンバー法は、税金、社会保障、災害関連の 3 分野で 2016 年 1 月から運用が開始されます。さらに預貯金口座、医療分野などへの運用拡大の法改定が可決されており 2018 年 1 月から施行予定です。しかし、基本的人権であるプライバシー権との関係、アメリカや韓国での情報流出やなりすましなど、反対や心配の声もあがっています。

5. 日本の公教育支出の水準は OECD 各国の中で最低水準です。教育の無償化を進めるなど、だれもが平等に教育を受けられる仕組みづくりが大切と考えます。また、貧困の連鎖を断ち切ることが求められています。

- (1) 2009 年度（各国は 2009 年）の国と地方の総財政支出のうち、教育機関などへの支出額が占める割合は、日本が 8.9%で、調査結果がある 32 か国中最下位（平均 13.0%）となっています。また、教育機関への公的支出の対 GDP 比（2010 年：OECD）は、日本は 3.6%であり、デンマーク 7.6%、ノルウェー 7.5%、などに比べ低い状況です。少子化・子育て・教育などへの社会的給付を高めていくことが求められています。
- (2) 日本は世界の中でも家庭への公的支援が乏しい状況です。国立社会保障・人口問題研究所が 2015 年 10 月にまとめた統計によると、政府が育児や保育所の運営など家庭関係に充てる予算は年間約 6 兆円。国内総生産（GDP）に占める割合は 1.25%で、英国の 3.76%、スウェーデンの 3.46%、フランスの 2.85%などを大きく下回っています。
- (3) 相対的貧困率は 1985 年には 12%でしたが、ほぼ年々増加し、2009 年には 16%になっています。子どもの貧困率も 10.9%から 16.3%（厚生労働省「2013 年国民生活基礎調査」）に増加し、格差は拡大しています。一人親世帯での貧困率は 50.8%となっています。生活保護世帯の高校等進学率は 89.9%（全体 98.4%）と低く、中退率は 5.3%（全国 1.5%）と高くなっています。また、中学卒離職率（一年目）は 43.0%と大卒の 3.3 倍、高卒の 2.2 倍です。世代を超えた「貧困の連鎖」は 25%となっています。
- (4) 返還不要の給付型奨学金がないのは経済協力開発機構（OECD）の中では、日本とアイルランドだけです。奨学金の最高月額 12 万円（4 年間、有利子 3%）を借りると、総額 775 万 1,445 円の返済が必要になります。結婚した彼も大学時代の奨学金約 500 万円の返済があり、夫婦で約 1,000 万円を返済する事例も出ています。憲法 26 条の「教育を受ける権利」が損なわれているのではないのでしょうか。
- (5) 大学の学費の高騰と家計収入の減少により、今の大学生の 2 人に 1 人が何らかの「奨学金」を利用しています。さらに、不安定雇用や低賃金の拡大で、卒業しても返済に苦しみ「返したくても返せない」人たちが増加しています。今の状態が続けば、貧困の連鎖に止まらず、中間層までもが結婚・出産・子育てが困難となり、少子化・人口減をさらに加速しかねません。
- (6) 埼玉県内では「貧困の連鎖を断ち切る」ために生活保護世帯の子どもへの教育支援がボランティア活動として取り組まれ、教室参加者の高校進学率が 97.8%と 10%以上改善されています。さらに新たな 5 年目標も提案されています。また、フード・バンク、フード・ドライブ、子ども食堂などについての学習や取り組みも広がり始めています。消費者団体としても事例に学びましょう。

6. 東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の復興支援、県内での取り組みを継続していきましょう。また、多くの国民の願いである原発のない社会をめざしましょう。地球温暖化は深刻さを増しています。消費者として、省エネ再エネを一層推進し、家庭部門からの温室効果ガス削減に努めましょう。

- (1) 東日本大震災からの復興は引き続き長い時間がかかります。埼玉県内には 2016 年 8 月 30 日現在、4,674 人の方が避難されています。全国の避難者数は約 14 万 4 千人、原発

事故のあった福島県では約 8 万 7 千人となっています。とりわけ、東京電力福島第一原発事故のあった福島県では大きく遅れており、引き続き、復興支援は重要課題です。

- (2) 福島第一原子力発電所の事故が収束しない中、原発の再稼働や輸出に向けた動きが強まっています。2015 年 8 月には川内原発が再稼働し、2016 年 6 月には高浜原発の 60 年までの運転延長が許可され原則 40 年とする制度は「例外」が相次ぐ可能性が高まっています。一方で、鹿児島県知事選結果により、知事から九州電力へ川内原発の停止申入れがされています。また、原子力規制委員会は 2015 年 11 月に、安全上の不備が続いた高速増殖炉「もんじゅ」の運営主体の変更を文部科学相に勧告しました。使用済み核燃料（核のゴミ）についても見通しがありません。
- (3) 4 月 14 日には熊本地震が発生し、住宅再建への支援を求める声がさらに大きくなっています。30 年以内に 70% の確率で発生するであろうと言われている南海トラフ地震や首都圏直下型地震への備えもこれからの大切な課題と言えます。
- (4) 地球温暖化の影響によって、世界的な異常気象や海面の上昇、自然生態系の変化、食料生産への影響、洪水、高温による健康への影響などリスクが予測されています。近年は特に、国内外で洪水や豪雨、竜巻、土砂災害などの自然災害が増加しており、防災・減災の取り組みや温暖化対策の強化などの必要性が高まっています。
- (5) 2020 年以降の地球温暖化対策をめぐり、2015 年 12 月に COP21 がパリで開催され、すべての国が協調して温室効果ガスの削減に取り組む新たな法的拘束力のある国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択されました。
- (6) 電力の完全小売り自由化が 2016 年 4 月より始まりました。ドイツに見られる様な、発電種類の内訳（原子力、石炭、天然ガス、その他の化石燃料、再エネ）や環境影響（CO₂、放射性廃棄物排出量）を料金請求時の情報提供に義務付けることはなく、また、価格などを比較検討できる公式サイトもなく、「知らされる権利」の視点から十分な対応になっていません。
- (7) 電力小売り自由化に続いて、2017 年 4 月からの都市ガスも自由化されます。家庭のエネルギーに関する状況の変化の中で、LP ガスについても、価格のバラツキの大きさ、戸建住宅と集合住宅との差、請求書への基本料金・従量料金及び設備貸付料などの内訳の明記など、消費者の「知らされる権利」「選ぶ権利」からの取り組みが求められています。

以上

埼玉県知事
上田清司 様

2016 年 10 月 12 日
第 52 回埼玉県消費者大会実行委員会
実行委員長 川上豊子

要 請 書 (案)

私たちは、春に 23 の県域・地域の消費者団体で実行委員会を発足させ、本日「自ら考え行動する消費者になろう」をスローガンに掲げて、第 52 回埼玉県消費者大会を開催しました。開催にあたり、埼玉県からのご支援・ご協力をいただきましたこと感謝申し上げます。

私たちは、今大会の成功を力に、実行委員会での論議や学習を今後の活動に活かし、くらし・地域を豊かにするために行動するとともに、消費者市民社会の実現に向けて各団体の活動をすすめていく所存です。

ここに、実行委員会での基調となる私たちを取り巻く社会情勢、埼玉県の状況についての話し合いをもとに、すべての県民が健康で文化的な生活が営め、安心してらせる豊かな埼玉県を創り上げたいとの思いから国や埼玉県などの行政に対する要請事項をまとめました。

記

1. 平和・核兵器廃絶

- (1) 消費者大会実行委員会の話し合いの中で、平和でなければ普通のくらしも消費者の権利も成り立たないことを確認してきました。先日公表された「埼玉県 5 か年計画大綱」の中で目指すべき将来像として「子どもを生み育てる希望がかない、高齢になっても住み慣れた地域で健康にらせる安心した社会を目指します」とかかっています。これも同様に平和な社会があつてこそその姿です。平和を守るための様々な取り組みを埼玉県もすすめてください。
- (2) 埼玉県の全市町村は広島・長崎両市長の核兵器廃絶に向けた都市連帯の呼びかけに応え「平和首長会議」に加盟しています。埼玉県から国へ「核兵器のない世界」の実現のために先頭に立って、世界各国に「核兵器禁止条約」締結を呼びかけるように、働きかけをおこなってください。
- (3) 戦争体験者、原爆被爆者の平均年齢が 80 歳を超えて、平和のために次世代へ体験を語り継げる人々が年々減っている状況です。語り部から風化させてはいけない体験を聞きとる活動など、埼玉県としても次世代に継承するための取り組み、平和の尊さを考える取り組みを積極的にすすめてください。また、その中では核兵器廃絶に向けた県民の様々な取り組みと連携もすすめてください。

2. 消費者課題

- (1) 本年は、2012 年（平成 24 年）から運用されている埼玉県消費生活基本計画の最終

年度となります。基本指標に「1年以内に消費者被害の経験があると回答する県民の割合を2割減少させる」をかかげて取り組んできた施策への評価をしっかりと実施し、2017年（平成29年度）から実施される次期基本計画をより実行性のあるものにしてください。

- (2) 改正消費者安全法が本年4月1日に施行されました。中に盛り込まれた高齢者の消費者被害を防止するための見守りネットワークの原型は、富士見市で発生したリフォーム被害を受けて、平成17年に埼玉県が設置した要援護高齢者等支援ネットワークとも言われています。福祉部局・消費生活部局が一緒になって先進的に取り組んできた経験を活かし、市町村にトータルで地域を見守るネットワーク形成、消費者安全確保地域協議会の設置を働きかけてください。あわせてこれらの仕組みが有効に機能するようにサポートしてください。
- (3) 消費者教育推進法には、「自治体における消費者教育推進計画の策定」「自治体における消費者教育推進地域協議会の設置」がうたわれています。次期埼玉県消費生活基本計画の中で、具体的な方向性を打ち出し、学校教育や一般消費者を対象にした消費者教育が前進するようにしてください。また、市町村への働きかけをおこなってください。
- (4) 県や市町村の消費者行政充実のために予算をともらった強い指導をおこなってください。また、消費者相談体制・消費者自立支援活動の強化、消費者団体の育成・支援の強化をおこなってください。
- (5) 消費相談体制は、担当職員の増強、消費生活相談員の専門性を配慮した任用と処遇の適正な運用をおこなってください。
- (6) 埼玉県・県内市町村で相談窓口業務の民間委託が実施されていないことは、安心するとともにその姿勢を高く評価するものです。民間委託は様々な問題（中立性の問題、PIO-NETを民間事業者が扱うリスクなど）を含んでおり、好ましくありません。今後も、おこなわないでください。
- (7) 消費者大会を含めて、消費者団体が交流し学習することは消費者教育の重要な場です。埼玉県からの支援の継続、強化をおこなってください。

3. 食、食の安全・安心

- (1) 本年1月に発生した廃棄食品の不正転売は、普通では考えられないことが起こり、消費者を不安にさせました。埼玉県食品安全局は食品衛生・農業に関わる部局を連携させることによって埼玉県の食の安全に大きく貢献していると考えています。しかし、今回のような想定できない事態が発生した場合には、他の部局との連携が必要になります。国の今回の対応では、消費者庁が省庁間にしっかりと横串を通して対応したように、埼玉県においては、食品安全局を中心とした強い庁内連携が構築できるようにしてください。
- (2) 売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるはずの食品が廃棄されてしまう「食品ロス」も大きな問題です。埼玉県が2014年（平成26年）におこなった「食品ロスの削減に関する県政世論調査」でも、食品ロスに関する認知度は低く、県民に対する周知が必要です。現在「食べきり SaiTaMa 大作戦」などソーシャルメディアを活用

した取り組みをすすめています。県民への周知を強め、食品ロス削減に積極的に取り組んでください。また、県内にあるフードバンクの活動をすすめている団体への支援を強めてください。

- (3) 本来食べられるはずの食品が廃棄される要因の1つに、小売店などが設定するメーカーからの納品期限及び店頭での販売期限、いわゆる「3分の1ルール」の商習慣があげられます。埼玉県食の安全県民会議の中でも、以前議題として取り上げられました。現在、「3分の1ルール」を変えようとする動きがありますが、埼玉県としても、食品ロス削減のために県民への周知、取り組んでいる企業へのサポートをおこなってください。
- (4) 県内農業者の支援とともに、地産地消の推進や飼料米・飼料稲などによる遊休農地の活用などを積極的に推進して下さい。
- (5) 市町村によって義務教育における学校給食の格差があります。自校式・センター式などの給食運営、給食費、地産地消の推進、給食をとおした食育の推進など、様々な違いがあります。充実させる立場で、県が実態を把握し、県内で大きな格差が出ないように市町村へ働きかけてください。
- (6) 食育は生きる力をつける消費者教育の一つです。埼玉県消費者大会に参加する消費者団体においても、様々な取り組みをおこなっているところです。第3次埼玉県食育推進計画に基づく食育を充実させるために、消費者団体との連携・支援を検討してください。
- (7) 昨年食品表示法が施行され、新たな法制度にもとづく表示が始まりました。ご存じのとおり昨年12月には農産物直売所・道の駅における表示に不適切なものが多いとして、消費者庁が集中監視を都道府県と一緒に取り組んでいます。埼玉県は農産物直売所が多く（188か所/埼玉県農業ビジネス支援課ホームページより）存在しています。県民が安全にこうした施設を利用できるように食品表示適正化の取り組みをすすめてください。
- (8) 先日、越生特産物加工研究所の販売した商品で、消費者に産地を誤認させる表示や表示していない原材料の使用があったとして、埼玉県が景品表示法・食品表示法にもとづく行政指導をおこなう事案が発生しました。同じことが繰り返されないように、食品表示適正化の取り組み、指導を強化してください。
- (9) 牛トレーサビリティ法が、適正に運用されるように、引き続き監視・指導をおこなってください。

4. 医療・福祉

- (1) 要支援1・2の方々の介護予防・日常生活支援総合事業への移行が2017年4月（平成29年）に迫ってきました。埼玉県においては9月1日現在、34市町村が移行を終了していますが、各市町村が提供することになる多様なサービスづくりは、すすんでいません。昨年も要望したように、市町村の財源や体制により格差が生まれることは好ましくありません。埼玉県民が安心して老後を過ごせるように、市町村の多様なサービスの準備状況の調査、実施に向けた支援をおこなってください。
- (2) 認知症の早期発見、早期治療が行われる環境づくりをおこなってください。埼玉県

は全国一位のスピードで超高齢社会になっていくと言われています。一人暮らしの方、高齢者のみの世帯、介護離職された世帯など様々な状況の人々が認知症と向き合える体制作りをすすめてください。

- (3) 介護に関わる人材の確保と質的な充実を埼玉県としてすすめてください。そのために、すでにおこなっている施策の継続、さらなる施策の充実をおこなってください。
- (4) 後期高齢者の保険料軽減特例措置を継続し、高齢者の医療費負担の助成をおこなってください。
- (5) 「入院時食事療養費」「患者申出療養」「紹介状のない大病院受診定額負担」などの制度改正は延期するよう、国に働きかけてください。
- (6) 埼玉県では慢性的な医師不足がおこっています。10 万人あたりの医師数は 152.8 人（平成 26 年厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師調査の概況より）と、全国で 1 番低く、全国トップの京都府（307.9 人）と比べると 1/2 のレベルです。こうした医師偏在を解決すべく、医療従事者が埼玉県に定着できる就労支援対策をおこなってください。
- (7) 本年 4 月 1 日、障害者差別解消法が施行されました。すべての県民が、障害を持っている、いないに関わらず、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、施策を充実させてください。
- (8) 県民が生涯活躍できるまちづくりの取り組みを進めてください。そのためには高齢者の主体的な存在を活かすことが不可欠です。健康長寿埼玉プロジェクトは、埼玉県の政策の三本柱の一つです。モデル事業の拡大を図り、誰もが安全に健康的な暮らしが最後までできるように施策を充実させてください。

5. 環境・くらし全般

- (1) 埼玉県として、再生可能エネルギーの「地産地消」によるエネルギー自給圏づくりを推進してください。そのためにも、再生可能エネルギーの急速拡大に向けた家庭や企業への助成制度の拡大をおこなってください。
- (2) メガソーラー建設のために山を切り崩し開発することもあるようですが、埼玉県においては、自然環境の保護と再生可能エネルギーが両立するように監視・指導をおこなってください。
- (3) 4 月より電力小売完全自由化がスタートしましたが、私たち消費者が新しい事業者を選ぶための情報が十分に公開されているとは言えない状況です。来年にはガス小売完全自由化が控えています。消費者が公正な情報を得ることができるように、国に働きかけてください。また、埼玉県においては、消費者トラブルに巻き込まれないように、制度についての周知に力を注いでください。
- (4) 国内での原発の再稼働や新規建設、原発の輸出については、もっと慎重になるべきです。「すみやかに原発のない社会を実現する」ように、国への働きかけなどを強めてください。
- (5) 埼玉県では、DV 防止基本計画を作成し様々な施策を実施されていますが、更に専門的な知識を持った職員の養成、民間と協力しての DV シェルターの増設をおこなってください。

- (6) 環太平洋経済連携協定（TPP）への参加問題は、「コメなど重要 5 項目の関税撤廃対象の除外などを求める国会決議」などに立ち返るべきことを国に求めてください。また、参加した場合の埼玉県内での影響と農業従事者を守るための施策の検討について県民に広く知らせてください。

6. 教育・子育て

- (1) 埼玉県では、子どもの医療費助成がすべての市町村で 15 歳年度末となり、7 市町村では 18 歳年度末までの補助が実現しています。昨年からおこなわれていた厚生労働省の子どもの医療制度の在り方等に関する検討会の中で「小児医療助成制度には子育てを応援しているというメッセージ力がある」と言った意見が交わされたように、これは県内各市町村が子育て世代への応援メッセージとして、支援を充実させようとした結果であると思います。引き続き、各市町村において入院・通院とも 18 歳年度末までの助成が実現するように、埼玉県が現行就学前までとしている対象年齢の引き上げと、市町村への支援の拡大をおこなってください。
- (2) 保護者の経済（収入）格差が広がる中で、そのしわ寄せが子どもの教育格差に直結しています。埼玉県は早い時期から、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援をおこない、高校進学率の向上、高校中退率を減少させていますが、更にどんな子どもにも平等に学べる環境やサポートの充実をおこなってください。
- (3) 現在多くの大学生が利用している貸与型奨学金は、在学中から借金を背負った形となり、若年層の貧困の原因ともなりかねません。先進的に様々な就学支援をおこなってきた埼玉県だからこそ、県独自の給付型奨学金制度の創設など奨学金制度の充実をおこなってください。
- (4) 子どもの貧困問題が表面化する中、県内各地では、地域の中で住民どうしができることを考え、子どもの地域での居場所となる「子ども食堂」などの取り組みがひろがりをみせています。こうした活動への埼玉県からの支援について検討をおこなってください。また、埼玉県の子どもの貧困の実態を明らかにするための実態調査をおこなってください。
- (5) 子どもの予防接種で、任意のものについても無償化を国に働きかけるとともに、埼玉県の補助で無償化をおこなってください。
- (6) 3.11 の原発事故によって、埼玉県内にもホットスポットと言われる放射線量の高い地域が発生しました。平成 23 年におこなわれた県の測定調査でも、相対的に線量の高い場所として三郷市・八潮市・吉川市などがあがりました。結果は、現状において健康に影響はないとされましたが、やはりホットスポットでくらす子ども達の健康が心配です。福島県では平成 4 年 4 月 2 日生まれ以降の子どもに対して、継続した甲状腺検査がおこなわれています。埼玉県としても、ホットスポットにあたる地域での子どもの甲状腺検査の検討や、すでに市民団体などがおこなっている検査の受診に対する補助制度について検討してください。
- (7) 引き続き小学校・中学校の 35 人以下学級をさらに積極的にすすめて下さい。

7. 復興支援・防災・減災

- (1) 東日本大震災から 5 年半が過ぎました。県内における避難者が、帰還できるまで埼玉県民とともに、地域の中で安心してくらせるように支援の継続をお願いします。また、もっとも多い 4,217 人が県内に避難している福島県(2016 年 8 月 12 日現在)と、情報を共有しあい、避難者における問題の解決に尽力してください。
- (2) 首都圏での大規模地震が想定される中、自宅の耐震性についての関心が高まっています。しかし、耐震診断や耐震補強工事をどこに依頼をすれば良いか、頼むことによって、消費者被害にあってしまうのではないかなど、不安を抱えて迷っている方が多くいます。埼玉県の職員による簡易な木造住宅の無料耐震診断、専門家による一般耐震診断補助(市町をとおして)をもっと周知してください。また、一般耐震診断、耐震補強工事への補助金額を増額してください。
- (3) 大規模地震や近年多発する局地的風水害等に対する備えをより一層強化するとともに、県民に被害想定や事前の備えなどに関する啓発をおこなってください。また、県民の防災・減災に関する取り組みのサポートをおこなってください。
- (4) 災害時のボランティアが実効性ある支援・受援機能を発揮するために、普段からボランティアの育成に努めるとともに、各ボランティア組織と連携して、情報交換やネットワークの仕組みづくりをおこなってください。
- (5) 昨年 9 月に発生した「関東・東北豪雨被害」は、自治体が都県境を越え、市町村の境を越えて連携することの大切さを私たちに教えてくれました。9 月 12 日には利根川氾濫に備えた 6 都県 49 市区町による協議会が開催されるなど、自治体間の連携が始まりましたが、埼玉県としても更なる連携に向けて市町村への働きかけをおこなってください。

8. その他全般

- (1) 県産木材の利用促進をお願いします。本県の林業の活性化は、経済的なことはもちろんですが、山や里山の環境整備、防災、県民の健康増進へとつながります。県民に森林保全の必要性や良さを広げ、県産木材の PR をおこなってください。
- (2) 2020 年東京オリンピック、パラリンピックでは、複数の競技が埼玉県内でも実施されることになります。これを機会に、オリンピック・パラリンピックの人権尊重の理念を県政に浸透させてください。そして、オリンピック・パラリンピックを、多くの県民の支えで実施できるように検討してください。

以上

大会アピール（案）

「自ら考え行動する消費者になろう ～平和で安心してくらせる社会へ～」をスローガンに、第 52 回埼玉県消費者大会を開催しました。

私たちは、「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法のもとでくらす国民です。また、「消費者の権利」の実現を求める消費者です。

‘新しい市民運動’とも言える動きが出てきています。憲法 12 条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを確保しなければならない」と謳われており、自ら考え行動する消費者であることが必要です。

平和でなければ、ふだんのくらしも消費者の権利も成り立ちません。

平和の下で、安心してくらせる社会を創っていくためには、安定した雇用＝だれもが安心して働き続けられることが前提と考えます。しかし、標準世帯と正規雇用の前提が変化する中、セーフティーネット・社会保障制度のあり方が大きく変わってきています。学習を深め社会に発信していくとともに、地域の「見守りネットワーク」などに積極的にかかわっていきましょう。

さらにだれもが平等に教育を受けられるように、教育の無償化や返還不要の給付型奨学金などの仕組みづくりが大切と考えます。日本の公教育支出の水準は OECD 各国の中で最低水準です。子どもの 6 人に 1 人が貧困状態と格差は拡大しています。貧困の連鎖を断ち切るなど、現役世代や次世代への支援強化が必要です。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の復興支援、県内での取り組みを継続していきましょう。また、多くの国民の願いである原発のない社会をめざしましょう。地球温暖化は深刻さを増しています。消費者として、省エネ再エネを一層推進し、家庭部門からの温室効果ガス削減に努めましょう。

2016 年 10 月 12 日 第 52 回埼玉県消費者大会



【プロフィール】

1982 年生まれ。埼玉県越谷市在住。社会福祉士。ルーテル学院大学大学院総合人間学研究科博士前期課程修了。首都圏で生活困窮者支援をおこなうソーシャルワーカー。生活保護や生活困窮者支援のあり方に関する活動と提言をおこなう。NPO 法人ほっとプラス代表理事。聖学院大学客員准教授（公的扶助論、相談援助技術論など）。反貧困ネットワーク埼玉代表。ブラック企業対策プロジェクト共同代表。厚生労働省社会保障審議会特別部会委員。

【主な著書】

『貧困世代 社会の監獄に閉じ込められた若者たち』『下流老人 一億総老後崩壊の衝撃』『ひとりも殺させない』『知りたい！ソーシャルワーカーの仕事』（共著）など多数執筆。

メモ欄

《分科会のご案内＆会場案内図》

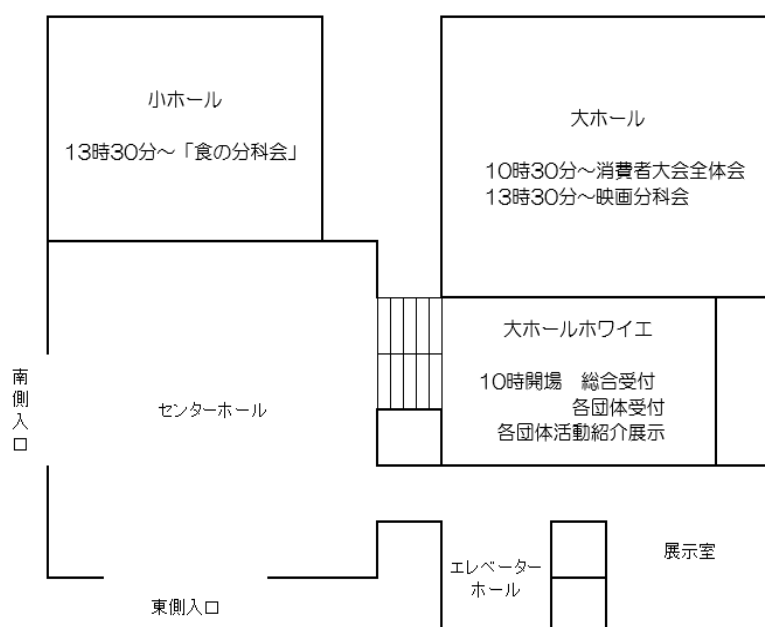
①食	会場 小ホール（1F）
いま、どうなっているの食の安全	
助言者	高橋 宏通 氏（パルシステム連合会）
食の安全とは、今まで食の安全はどのように守られてきたのか、食（輸入食品についての検査の現状）と農業の現状、秋の臨時国会で議論されるTPPは、食や農業などにどのような影響を及ぼすのでしょうか。そして食の安全を守るために私たちはどのようにしたら良いのかなど、一緒に考えましょう。あわせて、分科会運営団体からの食の取り組みの報告もおこないます。	

②消費者問題	会場 多目的ホール（4F）
スマホを知ろう ～使い方しだいでトラブル回避～	
助言者	株式会社ディー・エヌ・エー システム本部カスタマーサービス部 部長 西雅彦さん
相談事例報告	埼玉県消費生活コンサルタントの会 星野由美さん
❖ちまたにはスマホ（スマートフォン）を使っている人があふれ、店舗に行くと今までのような携帯電話は奥の方に少しだけ…。スマホに買い替えようか？思い切ってスマホにしてみたけれど…電話しか使っていない！今まで避けていたけれど、安心して使えるならば…本当に便利なものならば…使ってみたい。でも変なボタン押したらどうしよう…と思っている方。朗報です！実際のスマホ（iPhone）を一人に一台ご用意。体験しながら使い方や注意点を学べます。 ＃スマホは持っていないけれど、どんなものか実機で体験してみたい方 ＃持ってはいるけれど、基本的なことを学びたいと思っている方 ＃トラブルなく使えているけれど、注意点を学びたいと思っている方 LINE（無料通話アプリ・ライン）の体験、写真の撮り方・送り方、スマホ端末の説明（各ボタンや画面の機能説明）、アプリの説明やアプリの探し方など、基本的な操作を含めた安全な使い方、トラブル事例と回避策について学習します。 ❖今、県内では、どんな消費者被害が多いのでしょうか？ 市町村の相談窓口で、実際に相談を受けている相談員さんからの報告を聞き、被害にあわないように、気をつけ、周りの方にもお伝えしましょう！	

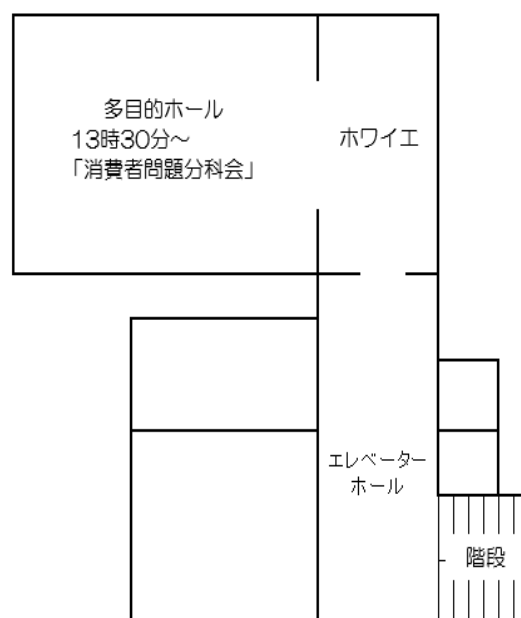
③社会保障	会場 大会議室（3F）
ところを豊かにくらすために私たちができること ～貧困問題を考える～	
助言者	藤田孝典さん（NPO法人ほっとプラス代表理事）
午前中の記念講演「現代日本の貧困-貧困世代と下流老人とは何か」に続き、助言者として藤田孝典さんお呼びして貧困問題のテーマを掘り下げ、その解決方法や今後の展望を参加者とともに話し合います。はじめに、貧困問題に取り組む各団体の取り組みを紹介し、質疑応答や藤田さんから助言をいただきます。また、藤田さんから世代ごとの課題（子どもの貧困、奨学金問題、女性の貧困、非正規労働、高齢者等）を幅広く考えるために問題提起をいただき、その解決方法について参加者と一緒に考えます。	

④映画	会場 大ホール（1F）
認知症の正しい理解をすすめるための映画上映 「徘徊 ママリン 87 歳の夏」	
助言者	野口智子さん（医療生協さいたま ケアセンターさきたま） 平田範子さん（埼玉県福祉部 地域包括ケア課）
埼玉県の認知症高齢者の数は、2025 年には 40 万人に近づくとの推計があります。近い将来、県民の約 18 人にひとりが認知症の時代が訪れます。認知症の正しい理解をすすめ、支え合う地域づくりを考える機会として「徘徊ママリン 87 歳の夏」の上映をおこないます。上映後には、認知症を支える現場からの報告と、埼玉県がすすめる認知症の方に対する虐待防止を始めとする施策についての報告をいただきます。	

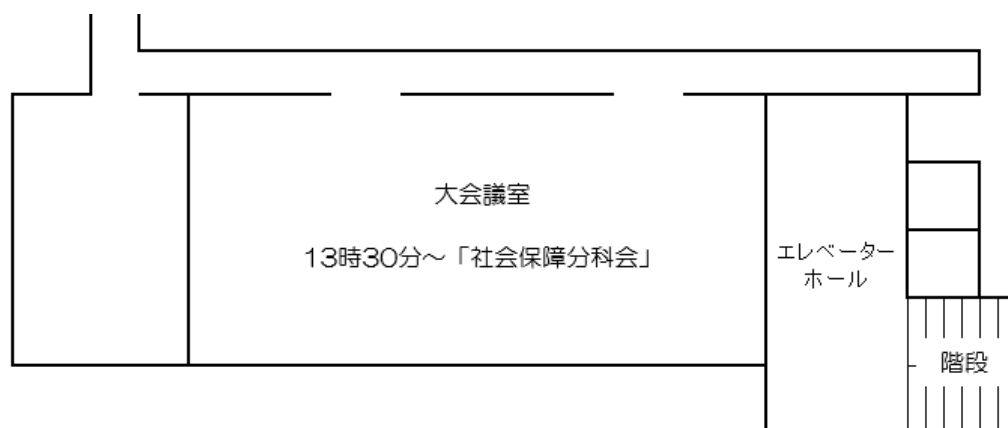
1 階



4階



3階



第52回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体の紹介

(2015年4月～2016年5月まで)

埼玉県消費者団体連絡会 代表幹事 岩岡宏保 柿沼トミ子 加藤ユリ	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL048-844-8971 FAX 048-844-8973	
【広報】なし	【会員数】6 団体
【設立】1976 年	【運営】幹事会（月 1 回）
【活動】①食の安全を守る取組み、②消費者行政充実強化の取組み、③くらしや健康を守る取組み、④「平和」の大切さを学び広げる取組み、⑤環境への負荷を軽減し持続可能な社会づくりへの取組み、⑥県への審議会委員の推薦、⑦第 51 回埼玉県消費者大会・県との懇談会（事務局機能）、⑧県内消費者団体交流会開催（年 4 回）、⑨全国消費者団体連絡会への役員選出・全国消費者大会参加、⑩国政への意見・要望提出	
【行政の審議会などへの参加】 県消費生活審議会、県消費生活審議会苦情処理部会、県食の安全県民会議、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、県米需給検討会議、県種苗審議会、県卸売市場審議会、魅力ある農業・農山村づくり検討委員会、彩の国さいたま環境賞審査委員会、県フロン回収・処理推進協議会、県介護保険審査会、埼玉県 LP ガスお客様センター委員会、関東財務局財務行政モニター	

埼玉県地域婦人会連合会 会長 柿沼トミ子	
〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 2 階 TEL048-822-2466 FAX 048-824-3083	
【広報】年 2 回(各 9,000 部)	【会員数】6,000 人
【設立】1948 年 3 月 11 日	【運営】総会（年 1 回）、本部役員会（年 2 回） 常任理事会（年 5 回）
【活動】①第 64 回全国地域婦人団体研究大会 ②結核予防のための複十字シール運動 ③埼玉県米消費拡大推進連絡協議会（米粉利用の推進）④北方領土返還要求運動 ⑤ちふれ化粧品購入運動 ⑥結婚相談 ⑦「緑の銀行」募金活動 ⑧会員相互の親睦や教養を高めるための観劇などの文化鑑賞	
【行政の審議会などへの参加】 男女共同参画会議委員、男女共同参画推進連携会議議員（内閣府）、金融広報中央委員会委員、国立女性教育会館運営委員会委員、(独)北方領土問題対策協議会評議員ほか 医療審議会、社会福祉審議会、地方薬事審議会、卸売市場審議会、公衆浴場入浴料金審議会、埼玉県社会福祉協議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、彩の国コミュニティ協議会、他協議会・委員会多数	

新日本婦人の会埼玉県本部 会長 加藤ユリ	
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル 2 F TEL048-829-2307 FAX 048-829-2313	
【広報】新婦人しんぷりん	【会員数】8,100 人
【設立】1962 年	【運営】県本部大会(2 年 1 回) 県本部委員会(2 カ月 1 回)常任委員会(月 1 回)
【活動】①家計簿運動 ②地球温暖化防止のとりくみや NO2 測定、原発再稼働反対のとりくみ、福島の子どもツアー実施、公園などの放射能測定 ③日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、みそ作り、田植え、稲刈り、産地見学・生産者との交流など産直運動 ④介護保険・医療改悪反対の学習と自治体との話し合い、子育て支援として子ども医療制度など、社会保障拡充の運動 ⑤30 人学級実現のための運動と、エアコンなど学校の設備改善運動 ⑥「赤ちゃん・親子リズム」など若い母親の育児サークルの運営 ⑦核兵器廃絶のための写真展や戦争展、署名活動・憲法改悪反対の学習会など平和の取り組み ⑧各自治体の消費生活展に参加 ⑨公園・駅・道路など改善運動 ⑩女性の地位向上のための学習など	
【行政の審議会などへの参加】 県女性問題協議会、県消費生活審議会、食の安全安心県民会議など	

埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 岩岡宏保	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973	
【広報】情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年1回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年1回)	【会員数】16生協 約207万人
【設立】1972年6月	【運営】総会、理事会(年6回)、他各種委員会
【活動】 埼玉県生協連は「平和とよりよき生活のために」に立ち返り「各会員生協の実践を交流する場づくり」「社会への発信」「幅広い連帯の形成」を大切に、役割を発揮していきます。2016年は、新しい地域支援(介護)事業への関わり、省エネ再エネの推進、消費者被害防止サポーター関連事業のひろがりづくりなどを重点として取り組みをすすめていきます。	
【行政の審議会などへの参加】 県消費生活審議会、県環境審議会、食の安全県民会議、県卸売市場審議会、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、県米消費拡大推進協議会、地球温暖化対策に関する専門委員会、県建築物安全安心推進審議会、県宅地建物取引業審議会、彩の国コミュニティ協議会、S-GAP 検討委員会など	

埼玉母親大会連絡会 代表委員 内田典子 加藤ユリ 美口千枝子	
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817	
【広報】母親通信	【会員数】21 県域団体、37 地域実行委員会
【設立】1955 年	【運営】埼玉母親大会(年1回)、実行委員会(月1回) 常任委員会(月1回)
【活動】 ①第60回埼玉母親大会開催(6/27) 埼玉会館 参加1,120人、記念講演は一橋大学名誉教授の渡辺治氏「だれもが人間らしく生きられる社会を」をテーマに講演。別所沼の原爆慰霊碑と常泉寺を巡る平和の碑めぐり見学分科会をはじめ12の分科会を行いました。②県・地域母親大会の話し合いから県行政に要請。11月県担当部局と、同11月県民生活部長と懇談。③12月8日を中心に、第二次大戦時の召集令状の写し「赤紙」を県内の主要駅頭・スーパー前等で配布。平和の大切さをアピールしました。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

埼玉公団住宅自治会協議会 会長 佐藤利彦	
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6 TEL048-832-4937 FAX 048-831-7888	
【広報】埼玉自治協ニュース随時 機関紙(年3～4回)	【会員数】38,500 世帯
【設立】1980 年	【運営】
【活動】 2015 年は、2013 年 12 月 24 日閣議決定にもとづく家賃改定見直し反対運動に取り組みました。都市機構からは、①将来のインフレリスクに対応するために収益性を向上するための家賃改定、②これまでの3年に一度の家賃改定を2年に短縮、③高齢者などの家賃減額措置基準の引き下げ、④家賃増収による修繕をしないなどが提案されました。これに対して、私たち全国自治協・埼玉自治協は、家賃値上げ反対、3年改定ルールや特別措置の基準引き下げなどに反対する運動に取り組みました。引き続き安心して住み続けることのできる公団住宅をめざします。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

さいたま市消費者団体連絡会 代表 廣田美子	
〒338-0001 さいたま市中央区上落合 7-7-2-604 TEL048-855-7456	
【広報】さいたま市消団連ブログ http://shodanren.exblog.jp/	【会員数】9 団体
【設立】1999 年 4 月	【運営】総会(年 1 回)、定例会(月 1 回)
【活動】 ①平成 27 年度さいたま市消費者フォーラム「食品の安全性」ってな～に？ ～あなたは何を選びますか？～」5/23②2015 年度県内消費者団体交流会参加(6/29、2/3) ③消費者被害防止街頭キャンペーン(10/9) ④第 51 回埼玉県消費者大会参加(9/25) 第 1 回・第 2 回プレ学習会参加 ⑤第 15 回さいたま市消費生活展「あなたも私もみんな消費者～よく見て・よく聴いて、かしこく選択～」開催(10/19) ⑥消費生活展見学⑦大宮卸売市場見学会(2/8) ⑧NPO法人埼玉消費者被害をなくす会総会出席 ⑨学習会「介護保険についてさいたま市の現状」笑いヨガ 開催(3/11) ⑩埼玉消団連幹事会 ⑪埼玉県消費者大会実行委員会 ⑫関東農政局と消費者団体との懇談会 ⑬埼玉県食品安全局との懇談会 出席	
【行政の審議会などへの参加】 さいたま市消費生活審議会、さいたま市食の安全委員会、埼玉県食肉公正取引協議会、さいたま下水道事業審議会、埼玉県卸売市場審議会など	

コーペル 会長 奈良原ノブ子	
〒332-0012 川口市本町 4-2-3 友愛ビル 3 階 TEL048-251-3089 FAX 048-253-8995	
【広報】コーペルニュース月 1 回発行	【会員数】300 人
【設立】1960 年 6 月	【運営】年 1 回大会、月 1 回理事会
【活動】 ①米消費拡大推進事業（県産米の献立料理の会、彩のかがやき消費啓蒙）、②福祉活動（県内福祉施設見学、深谷養護盲老人ホームに手作り小物、古切手書き損じ葉書寄贈 18 年連続）、③月 1 回古布リサイクル作品づくり 15 年継続）、④環境勉強会（外部講師による気球環境・災害の学習）、⑤遊歩隊（史跡などの散策）、⑥会員の親睦を深める取り組み（食事会・初詣など）⑦ローゴ体操（高齢者向けの様々な器具を使用する体操）、⑧埼玉県消費者大会実行委員会への参加（実行委員会発足時より継続）、⑨福島復興支援（復興支援のひまわり栽培協力）	
【行政の審議会などへの参加】 さいたま市消費生活審議会、埼玉県米消費拡大推進連絡協議会	

生活協同組合コープみらい 理事長 新井ちとせ	
〒336-8523 埼玉県さいたま市南区根岸 1-6-12（埼玉県本部） TEL048-839-2711FAX 048-865-3158	
【広報】コープみらい	【会員数】325 万人
【設立】2013 年 3 月 21 日	【運営】理事会（月 1 回）
【活動】 2016 年度は、『商品コミュニケーション』『子育て』『高齢者』『環境』を重点課題とし、『平和』『ユニセフ』『消費者課題』『防災・減災・被災地(者)支援』など様々な活動を通じて、ビジョン 2025「食卓を笑顔に、地域を豊かに、誰からも頼られる生協」をめざし、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね、他団体とも協力・連携して豊かな地域社会づくりに取り組みます。組合員と地域社会のニーズを踏まえた全体方針に基づいて、埼玉県生協連の計画も考慮したエリア計画・ブロックの地域重点計画 2016 を策定し、実現したい価値を明確にして、全体・埼玉県本部・ブロックが主体的に地域での参加とネットワークの取り組みを推進します。参加とネットワークの取り組みの土台となる「みらいひろば」と「地域クラブ」は、組合員が愛着の持てる組織になるよう、ネットワーク(つながり)づくりとコミュニケーションを重ね新たな参加を広げます。	
【行政の審議会などへの参加】 「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県食の安全オンブズ会議、さいたま市消費生活審議会	

生活協同組合パルシステム埼玉 理事長 田原けい子	
〒335-0005 蕨市錦町 2-10-4 TEL 048-432-7754 FAX 048-432-7798	
【広報】あすーる(月刊)	【会員数】188,136 人
【設立】1951 年 5 月	【運営】総代会(年 1 回)、理事会(月 1 回) 各種委員会
【活動】1. 食の安全安心 ①「ほんもの実感! くらしくりアクション」運動の推進 ②放射能学習会、TPP 学習会、遺伝子組み換え食品学習会の開催 ③工場見学や産地交流、公開確認会の開催 2. 地産地消の推進 ①県内産地での田んぼ・畑体験 ②神川町大豆トラスト運動の拡大 ③県内産地の野菜 BOX、彩のかがやきの供給 3. 暮らしの課題解決 ①消費者被害や介護、ライフプランニング活動などの学習会・講演会 ②いきいきネットワークの利用拡大 ③蕨市のまちづくり(「蕨市見守りネットワーク活動に関する協定」締結)・「災害時における一時避難場所並びに車両提供に関する協定」締結 4. 平和への取り組み ①戦争体験、国際問題に関する学習会 ②ネグロスの子もたちに楽器を送る運動参加 ③韓国・ブルン生協との交流 5. 環境保全 ①エネルギー問題学習会 ②石けんの利用普及 ③田んぼ生き物観察 ④まちの生き物観察 ⑤キャンドルナイト 6. その他 ①市民活動支援金助成(8 団体 250 万円) ②パルシステム埼玉平和募金(214 万円) ③東日本震災復興支援助成金(4 団体 100 万円)	
【行政の審議会などへの参加】埼玉県食の安全オンブズ会議	

医療生協さいたま生活協同組合 理事長 雪田慎二	
〒333-0831 川口市木曽呂 1317 TEL 048-294-6111 FAX 048-294-1490	
【広報】けんこうと平和(月刊)、さえら(隔月刊)	【会員数】239,581 人(8 月現在)
【設立】1992 年	【運営】総代会(年 1 回)、理事会(年 12 回) 他各種委員会
【活動】医療生協さいたま第 36 回通常総代会が 6 月 25 日に行われ、今年のメインテーマを「憲法と平和を守り、住んでいて良かったと思えるまちづくりを、協同の力で進めよう」として、①立憲主義の立場で多くの人々と手を結び、憲法と平和、いのちを守ります ②地域の中野つながりを活かし安心をつなぎます ③健康づくりをまちづくりの専門力量を高めます、と基本方針を決定しました。健康に不安があるとき、健康診断を受けたいとき、県内の 4 病院、8 診療所、3 歯科、2 老人保健施設、17 ケアセンター、1 介護付有料老人ホームを利用できます。健康づくりの活動は約 230 か所、おしゃべりや手芸等を楽しむ安心ルームは約 80 か所、認知症予防につながる脳いきいき教室など、「自分に合った健康づくりがしたい」「一緒に取り組む仲間がほしい」の要望に答えています。放射線測定運動や熊本地震など震災・災害支援活動も継続して行っています。	
【行政の審議会などへの参加】なし	

さいたま住宅生活協同組合 理事長 後藤晴雄	
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455	
【広報】快適住まい(年 3 回)	【会員数】24,564 人
【設立】1992 年 8 月	【運営】総代会、理事会(年 9 回)、各種委員会
【活動】2015 年度は、「組合員との結びつきをさらに強め住宅生協活動の一層の前進を」をスローガンとして活動してきました。①消費者の権利の確立を目指す運動・安心してらせる社会を目指す運動・平和活動・福祉・社会保障充実活動・環境を守る活動など、様々なテーマでのイベント等に参加し、県内生協間交流を行い運動の前進に貢献しました。②『住まいのホームドクター』を目指して、無料住宅診断・設計者ユニットによる「住まい講座」の開催等をとおり、協力業者等の力を借りながら、消費者・組合員の様々な相談に対応し、事業の拡大につなげています。③組合員による工事紹介制度、「さいたま住宅生協取次所」事業の開始等、組合員の力の活用を強めました。④業者会活動 協力業者のスキルアップ研修や、学習会などを実施しました。	
【行政の審議会などへの参加】埼玉県建築安全安心推進協議会委員、埼玉県宅地建物取引業審議会委員	

埼玉県労働者共済生活協同組合（全労済） 理事長 横田行秀	
〒338-8504 さいたま市中央区下落合 1050-1 TEL048-822-0631 FAX 048-822-0865	
【広報】セーフティファミリー	【会員数】482,944 人
【設立】1964 年3月	【運営】総代会(年1回)、理事会、各種委員会
【活動】 ① 県内住居者、勤労者への共済事業の推進 ② 県内各店舗での保障に関する相談対応 ③ 助成事業の実施（環境保全・子供支援活動団体） ④ 小学生「作文・版画コンクール」の開催 ⑤ 暮らしの安心サポートサービスの実施（健康,育児,介護,年金,法律,税務,住まい） ⑥ 埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への特別協賛	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

JA 埼玉県女性組織協議会 会長 見川 せつ子	
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3307 FAX 048-822-2036	
【広報】ホームページ開設	【会員数】13,067 人
【設立】1954 年4月	【運営】総会（100 人規模 5 月）、組織代表者会議（14 組織年 4 回）食の安全部会（年 2 回）
【活動】 ①JA 女性部の従来の活動に加え、小学校や地域への出前講座、地産地消の取り組みを強化し、組織の拡大を図る。②地球温暖化対策として、JA 女性エコライフ宣言に取組み、節電コンクールを実施。③フレッシュミズ世代の育成として、後継者育成や次世代対策への働きかけを実施。④共同購入運動の推進として、信頼と安心の商品選定を行い、共同購入運動を展開。⑤健康増進活動としてのグランドゴルフ大会の実施	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

埼玉県農民運動連合会 会長 立石昌義	
〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL048-536-5960 FAX 048-536-5206	
【広報】新聞「農民」週刊	【会員数】1,000 人
【設立】1974 年9月	【運営】理事会（隔月）
【活動】 「TPP 阻止の運動」に全力をあげる。2016 年 3 月には、TPP に関する学習会を浦和区で実施した。各種集会に大型トラクターなどでデモ行進に参加。ピア・カンパシーナなどの国際農民組織と連帯し、昨年 8 月のハワイ閣僚会議にも代表派遣。埼玉県に対して、米の高温障害対策を要望、コシヒカリに代わる品種の開発など。	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

適格消費者団体 NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司	
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5 TEL048-844-8972 FAX 048-844-8973	
【広報】 ニュースレター(年6回) ホームページ	【会員数】 正会員 18 団体・個人 115 人 賛助会員 8 団体・個人 39 人(2016.9 月現在)
【設立】 2004 年	【運営】 総会、理事会(年7回) 検討委員会(年6回)、活動委員会(年11回)
【活動】 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体として差止請求訴訟を行う権利を持ち、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法、食品表示法に違反する事業者の不当行為等に対し、改善を求める活動の他、一般消費者からなる活動委員会による調査・改善要望活動を行なっています。 【1】事業者へ是正を求める活動 2015 年度は9事業者に対し、1 件の消費者契約法第 41 条に基づく「書面による事前の差止請求」、延べ 13 件の申入れと問合せを行ない、うち、2 事業者の規約の改善が図られました 【2】調査活動 ①広告表示の改善要望活動 ②アンケート・めやすばこ(機能性表示食品) 【3】消費者啓発 消費者力アップ学習会開催(閉店しない『閉店セール』・契約トラブル・機能性表示食品の表示の見方) 【4】消費者問題に関する社会制度の改善「特定商取引法専門調査会『中間整理』に対する意見書」「消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書」提出など	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

埼玉県消費生活コンサルタントの会 代表 山下則子	
埼玉県さいたま市 ホームページアドレス http://consultant-saitama.jp.org	
【広報】 会報年1回発行、会員だより年3回発行、 ホームページ	【会員数】 104 人
【設立】 1965 年	【運営】 総会、運営委員会(年6回)
【活動】 ①基礎法令事例研究会月1回開催、②消費者行政充実への取組み、③多重債務者削減への取組み、④県消費者大会・分科会協力、⑤保険、金融、通信などの業界団体との意見交換会開催、⑥NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会協力、⑦弁護士会との自主勉強会開催、⑧各種審議会、委員会に委員として出席、⑨県との共催研修開催	
【行政の審議会などへの参加】 ①県消費生活審議会、②県日照紛争調整委員会、③県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議会、④県観光土産品公正取引協議会審査会、⑤さいたま住宅検査監視委員会、⑥草加市消費生活審議会⑦春日部市情報公開・個人情報保護審議会	

春日部市くらしの会 会長 齋藤恂子	
〒344-8577 春日部市中央 6-2 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825	
【広報】 くらしの会だより	【会員数】 90 人
【設立】 1968 年	【運営】 全体活動総会、理事会 12 回、4 地区で活動
【活動】 ①市商工会主催のリサイクルバザー参加、②食の安全安心講演会研修に参加、③振り込め詐欺防止キャンペーン、④消費者大会参加、⑤かすかべ商工祭、庄和産業祭に参加、⑥見学研修会、⑦ボランティア交流会、県内消費者団体地区別交流会参加	
【行政の審議会などへの参加】 水道事業運営審議会、春日部市社会福祉協議会評議員、ごみ減量資源化推進審議委員、春日部市下水道事業審議会委員、春日部市環境審議会委員	

加須市くらしの会 会長 杉沢正子	
〒347-0005 加須市下樋遣川 675 TEL・FAX 0480-68-5343 ホームページアドレス http://kazoshikurasinokai.jimdo.com/	
【広報】加須市くらしの会だより（年1回）	【会員数】202人
【設立】2012年5月18日	【運営】総会（年1回）、理事会（月1回）
【活動】次の13のプロジェクトを企画して活動した。①くらしの達人養成講座「相続税のこと」～民法の基礎知識～、「頑張らない！在宅介護」～介護保険制度改正でどうなる？～、②生き生き健康づくりセミナー「新しい健康体操」～転倒予防のために～、「生活習慣病の予防」～がん・高血圧・糖尿病～、③消費者力アップセミナー「改正消費者安全法で見守り」～今こそ地域でつながろう～、「65才からのおかけと生活」～豊かなライフプランニングのこつ～、「科学部室と私たちのくらし」～身の回りの科学物質のリスク～、④市内農産物直売所&工場めぐり、⑤県内施設&工場見学会、⑥県外生産工場等視察研修（栃木県漬物工場、煎餅工場、輪王寺）、⑦健康長寿のための食育講座「加須産大豆で豆腐づくり」「地産地消でつくる焼き肉のタレ」「生活習慣病予防の食事」～サラダ油は脳と体に悪い？～、⑧未来のための環境講座「再生可能エネルギーを考える」、⑨加須市消費生活フェア「消費者力を高めよう」の開催、⑩消費者被害防止活動～被害防止グッズ配布、寸劇公演、詐欺撃退音頭普及活動～、⑪リサイクル活動～着物リフォーム、牛乳パック回収、エコキャップ回収～、⑫クラブ活動～茶道・民舞・洋裁・コーラス～、⑬情報発信および意見・要望提出～広報紙・ホームページ・口コミによる発信、出前市長室、全国消費者フォーラム参加～	
【行政の審議会などへの参加】加須市商業振興ビジョン推進会議、加須市廃棄物減量等推進審議会、加須市PR営業本部、家族・地域の絆推進運動推進本部、加須市コミュニティ協議会、まちづくりネットワーク・かぞ、かぞケアラーサポートの会	

久喜市くらしの会 会長 宮内智	
〒346-0003 久喜市久喜中央 3-9-6 TEL・FAX 0480-22-0048	
【広報】年2回	【会員数】230人
【設立】1969年	【運営】定期総会、理事会（月1回）、部長会
【活動】①環境活動：牛乳パック・アルミ缶回収、廃油石鹸づくり、ゴミゼロクリーン久喜市民運動参加、②学習活動：消費生活講座の開催、見学会の実施、消費者大会、消費者大会プレ学習会などに参加、③福祉活動：久喜の里ボランティアなど、社協ボランティアまつり参加（10月）、④その他久喜市男と女のつどい、平和と人権のつどい、久喜市防災訓練、久喜市民まつり、栗橋やさしさときめき祭り、赤花そばまつり、久喜健康・食育まつり、久喜公民館祭りなどに参加。⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、歌謡、フォークダンスなどのクラブ活動を通じて、くらしや生活についての学習、現地研修、視察や発表会などを実施。	
【行政の審議会などへの参加】久喜市健康食育審議会、久喜市環境推進協議会、久喜市ゴミ減量推進協議会、久喜市男女共同参画審議会、久喜市人権啓発実行委員会、久喜市社会福祉協議会、久喜コミュニティ推進協議会、久喜市民まつりの会、久喜市健康・食育まつり実行委員会、青少年育成久喜市民会議、LOVEくきネットワーク、久喜市商工会推薦特産品設定委員会 など	

志木市くらしの会 会長 木下里美	
〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111 FAX 048-474-4462	
【広報】会報（年3回）	【会員数】63人
【設立】1973年	【運営】定例会（月1回）、定期総会（年1回）
【活動】①消費生活セミナー「はじめよう！スマートフォン」「衣・食・住まるごとシンプルライフ」②県外視察研修 山梨県立美術館 根津記念館 ③子ども消費者教室 清涼飲料水の糖度測定、他 ④第26回志木市消費生活展 環境に優しく ⑤新年会 ⑥料理講習会 ⑦地産地消 アグリシップしき推進事業に協力	
【行政の審議会などへの参加】なし 志木市社会福祉協議会評議員、志木市環境推進委員会	

白岡市くらしの会 会長 川嶋ヒロ子	
〒349-0127 白岡市千駄野 1335-14 TEL・FAX 0480-92-2734	
【広報】なし	【会員数】61人
【設立】1969年	【運営】総会（年1回）、役員会（月1回）
【活動】 ①総会、役員定例会、役員臨時会議 ②市長との対話集会、消費生活セミナー（市との共催）悪質商法被害防止の啓発 ③1日教室⇒料理教室（講演含む）、視察研修、健康体操 ④埼玉県消費者大会、白岡まつり、ふるさと祭り（啓発）、わんぱく笑店街（悪質被害啓発含む）、花いっぱい運動、白岡市支部社協事業協力（6支部）	
【行政の審議会などへの参加】 蓮田・白岡衛生組合協議会、高齢者虐待委員、白岡市特産推進委員会 中心市街地活性化推進委員会、白岡市コミュニティ協議会、社会福祉評議委員会	

越谷市消費生活研究会 会長 中村千代子	
〒343-0026 越谷市北越谷 2-26-23 TEL・FAX 048-975-8302	
【広報】なし	【会員数】9人
【設立】1979年	【運営】役員会（年7回）
【活動】 ①定期総会、②越谷市環境推進市民会議総会、③埼玉消費者被害をなくす会総会、④第51回埼玉県消費者大会、⑤第41回越谷市民まつり、⑥消費者団体交流会、⑦市政移動教室、⑧訪問研修	
【行政の審議会などへの参加】 越谷市消費者保護委員会、越谷市消費生活センター運営委員会、越谷市商工対策委員会、下水道事業運営審議会、越谷市民まつり実行委員会、越谷市環境推進市民会議	

埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会 代表世話人 星川一恵	
〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 TEL 049-249-4751 FAX 049-247-1091	
【広報】なし	【会員数】11団体
【設立】1984年9月	【運営】定例会（月1回）
【活動】 ①定例会（毎月第2金曜日）、②県内消費者団体地区別交流会（西部）に参加（1月）、③TPPに関する学習会開催、④消費生活に関する講座の開催（10月・11月・1月）	
【行政の審議会などへの参加】 なし	

ダイジェスト版

2016 年度（平成 28 年度）埼玉縣市町村における消費生活関連事業調査結果報告

2016 年 10 月

第 52 回埼玉県消費者大会実行委員会

埼玉県消費者団体連絡会

1. 調査の経過と目的

- (1) 埼玉縣市町村における消費生活関連事業調査は、1999 年から実施され、市町村の消費生活関連事業の数値・施策の変化を調査してきました。
- (2) この調査は、県内市町村の消費生活関連事業（消費者行政）課題を把握し、消費者行政の充実強化に向けて行政への要望に反映させること、あわせて消費者が市町村の消費者行政の実情をよく知り、消費者問題への関心を高めていく目的でおこなっています。

2. 調査実施概要

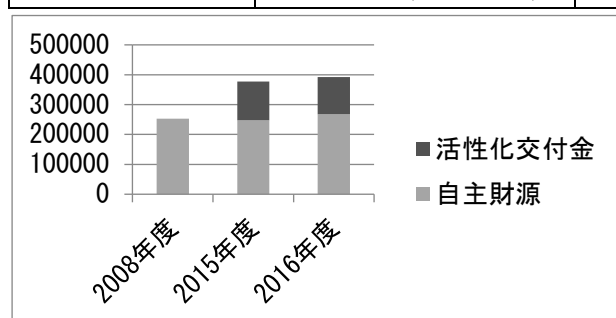
実施期間	調査表配布 2016 年 6 月～7 月
	調査表回収 2016 年 7 月～8 月
調査対象	県内 63 市町村の消費者行政担当窓口
調査方法	63 市町村消費者行政担当部署に事務局より調査票を郵送およびメールにて調査協力の依頼をしました。
回収結果	63 市町村（40 市 23 町村）全てより回答を得ました

3. 調査のまとめ

【基盤である「体制・制度」】別紙 1

- (1) 「消費者行政担当職員の配置と資質向上」の視点で担当職員の「専任・兼任」について確認しました。その結果は、専任を置く自治体は 9 自治体（昨年から 2 減 2 増）、人数では「専任」が 30 人（前年比 2 人減）、兼任の人数は 189 人（前年比 22 人増）となりました。
- (2) 財源確保の状況「消費者行政関連予算（決算）額」「活性化基金予算（決算）額」

	消費者行政関連予算	自主財源	活性化交付金 (活性化基金)
2008 年度 (H20) ①	2 億 5,318 万円	2 億 5,318 万円	0 円
2015 年度 (H27) ②	3 億 7,741 万円	2 億 4,753 万円	1 億 2,988 万円
2016 年度 (H28) ③	3 億 9,172 万円	2 億 6,767 万円	1 億 2,405 万円
③と①の比較	+1 億 3,854 万円 (154.7%)	+1,449 万円 (105.7%)	+1 億 2,405 万円
③と②の比較	+1,431 万円 (103.8%)	+2,014 万円 (108.1%)	-583 万円 (95.5%)



2016 年度の消費者行政関連予算額トータルは、活性化交付金（基金）が始まる前年の 2008 年度との比較、前年比較でも予算は増えています。

- (3) 市町村ごとの「一般会計予算」「消費者行政関連予算」「活性化交付金」の 2015 年度（H27 年度）対比と 2008 年度（H20 年度）対比は、**別紙 1**のとおりとなっています。ただし、2008 年度は、活性化基金はありませんでした。

【第 1 段階「相談受付」】

- (1) 住民に身近な市町村の相談窓口設置状況

- ① 相談日数・受付時間は昨年と大きな変化はありません（埼玉県ホームページ）。
 - ② 相談員勤務ののべ時間数は一週間当たり 2,236 時間でほぼ前年並みです。
 - ③ 相談員人件費は、年間 2 億 3,917 万円で昨年の 2 億 3,569 万円と比べ、348 万円（101.8%）増加しました。
- 市町村ごとの「相談員人件費」の 2015 年度（H27 年度）対比と 2008 年度（H20 年度）対比は、**別紙 1**のとおりとなっています。

【第 2 段階「苦情の解決」】

- (1) 資格を有する相談員の配置は、相談員 168 人中、166 人（98.9%）とほぼ全員が資格保有者で構成されています（資格保有者とは、「消費生活専門相談員資格」「消費生活アドバイザー資格」「消費生活コンサルタント資格」の保有者です）。
- (2) 相談件数と対応の内訳

	相談 件数	内訳				
		あっせん	紹介	助言	情報提供	その他
2015 年度 (H27) ①	34,486	3,568 (10.3%)	977 (2.8%)	22,366 (64.9%)	5,953 (17.3%)	1,473 (4.3%)
2014 年度 (H26) ②	34,417	3,423 (9.9%)	1,007 (2.9%)	22,694 (65.9%)	5,897 (17.1%)	1,257 (3.7%)
①－②	+69	+145	-30	-328	+56	+216

相談件数は、全体では前年比で 100.2%（69 件増）の 34,486 件となっています。内訳を見ると、多くの消費者が望む「あっせん」の相談件数に占める比率は、昨年同様に、市町村ごとに大きな開きがあります。**別紙 2**

【第 3 段階「被害防止」】

- (1) 消費者教育（講師派遣も含め）の対象者とのべ開催回数と参加人数は、一般を対象に 39 自治体、若者（中・高・大学生）対象に 15 自治体、高齢者対象に 39 自治体、その他対象に 11 自治体で、のべ 512 回（前年比+94 回）、のべ 2 万 6,648 人（前年比+2,973 人）が参加しておこなわれています。実施回数の減少にともない、参加人数は 2013 年レベルになりました。
- (2) 出前講座の実施状況

	63 自治体 (100%)	40 市 (100%)	23 町村 (100%)
実施している	47 自治体 (74.6%)	37 市 (92.5%)	10 町村 (43.5%)
実施していない	16 自治体 (25.4%)	3 市 (7.5%)	13 町村 (56.5%)

- ① 全体では、約 4 分の 3 の自治体で実施しています。市では 9 割が実施しています。町村では昨年から実施町村が 2 減少しました。
- ② 講師は、職員が 22 自治体、相談員が 37 自治体で担っています。職員と相談員以外の講師派遣は 10 自治体ありました。

(3) 消費者安全法の一部改正を受けた自治体の対応状況

		自治体数	(%)
消費者安全確保地域協議会の設置	既に設置	4	6.4%
	現在準備中	14	22.2%
	未検討	45	71.4%
地域で活躍する消費生活協力団体の育成・確保	既に委嘱している	0 団体	0%
	現在準備中	5	7.9%
	未検討	58	92.1%
地域で活躍する「消費生活協力員」の育成・確保	既に委嘱している人数	0 人	-
	現在準備中	6	9.5%
	未検討	57	90.5%

【第4段階「消費者教育」】

(1) 民間関係者との連携も含めた地域社会での消費者教育推進状況

		自治体数	(%)
消費者教育推進計画の策定についての具体的な計画	ある（検討中含め）	2	3.2%
	ない	60	95.2%
	計画済	1	1.6%
消費者教育を推進するための協議会を設置する考え	ある（検討中含め）	5	7.9%
	ない	55	87.3%
	設置済	3	4.8%
学校での消費者教育実施等について、教育委員会と連携しての消費者行政側（職員、相談員、弁護士、司法書士、消費者団体等）からの講師派遣	ある	15	25.4%
	ない	48	73.0%

(2) 埼玉県「消費者被害防止サポーター」の把握・活動状況

		自治体数	把握人数
自治体に在住している消費者被害防止サポーターの把握（人数）	把握している	33 自治体（52.4%）	142 人
	していない	30 自治体（47.6%）	
消費者被害防止サポーターのフォローアップ研修への参加状況の把握	把握している	8 自治体（12.7%）	17 人
	していない	55 自治体（87.3%）	
自治体として消費者被害防止サポーターの活躍の場を提供・紹介する取り組み	ある	8 自治体（12.7%）	
	ない	55 自治体（87.3%）	

2016 年度（平成 28 年度）「埼玉県 市町村における消費生活関連事業調査」報告書は、大会資料別冊として準備しています。総合受付、分科会受付にお声掛けください。

2016年度予算額対比（2015年度決算・2008年度決算）

別紙1

2015年度(H27年度)決算比						2008年度(H20年度)決算比					
	専任 職員 数	兼任 職員 数	一般予算	消費者行 政関連予 算	活性化 基金	相談員 人件費	専任 職員 数	兼任 職員 数	一般予算	消費者行 政関連予 算	相談員 人件費
	人	人	%	%	%	%	人	人	%	%	%
川越市	0	1	106.7%	63.3%	103.1%	105.9%	-1	1	110.8%	26.8%	105.7%
熊谷市	0	0	98.8%	159.7%	245.0%	159.8%	-2	4	112.8%	211.8%	170.5%
川口市	0	1	102.7%	82.7%	12.6%	118.0%	0	-3	145.3%	161.0%	113.8%
さいたま市	0	0	103.0%	107.8%	100.0%	104.1%	1	0	120.1%	152.6%	175.7%
行田市	0	-1	98.3%	101.7%	101.8%	104.1%	0	1	108.5%	273.4%	300.4%
秩父市	0	0	109.7%	130.9%	93.7%	110.3%	0	1	106.6%	343.4%	253.2%
所沢市	0	0	102.3%	97.2%	87.3%	103.5%	-1	0	121.2%	104.4%	99.5%
飯能市	0	1	113.5%	104.5%	98.9%	102.1%	0	1	129.4%	62.1%	121.8%
加須市	0	0	102.8%	109.6%	122.4%	111.9%	0	-5	222.3%	181.4%	117.7%
本庄市	0	0	90.7%	55.0%	45.9%	106.6%	0	0	113.6%	288.0%	254.9%
東松山市	0	2	97.3%	112.9%	173.6%	84.3%	1	1	122.7%	236.5%	162.1%
春日部市	0	1	99.5%	109.1%	112.6%	98.0%	0	2	124.5%	195.4%	62.9%
狭山市	0	0	98.3%	104.4%	109.0%	124.1%	1	0	106.4%	94.0%	115.4%
羽生市	0	0	99.1%	120.8%	126.1%	94.1%	0	0	117.3%	266.8%	230.5%
鴻巣市	-2	2	96.3%	106.6%	104.5%	101.8%	0	-4	109.3%	1019.6%	187.2%
深谷市	0	0	93.1%	103.3%	103.1%	99.0%	0	-2	114.2%	164.5%	134.0%
上尾市	0	0	108.7%	131.3%	101.5%	127.1%	1	0	122.8%	223.6%	168.5%
草加市	0	2	104.8%	124.8%	129.4%	99.3%	0	2	116.8%	160.9%	121.8%
越谷市	0	2	94.6%	90.4%	45.1%	102.0%	0	-1	119.0%	111.0%	112.5%
蕨市	0	0	100.2%	112.7%	130.5%	109.0%	-4	3	125.7%	126.3%	101.0%
戸田市	0	1	97.7%	105.4%	151.4%	124.6%	0	1	120.7%	140.6%	146.0%
入間市	0	0	103.0%	105.5%	100.2%	103.1%	-2	4	115.8%	113.6%	106.1%
朝霞市	0	0	100.6%	97.2%	未使用	95.3%	-2	1	112.8%	145.4%	194.3%
志木市	0	2	104.8%	103.5%	100.8%	102.9%	0	2	132.9%	107.8%	100.4%
和光市	0	-1	86.7%	110.7%	114.0%	104.2%	-2	5	110.9%	131.4%	102.3%
新座市	-1	4	99.0%	95.0%	88.5%	103.1%	-1	4	124.2%	252.8%	219.4%
桶川市	0	1	110.6%	219.6%	309.8%	137.8%	0	0	129.2%	430.6%	270.4%
久喜市	0	0	80.0%	102.3%	101.4%	100.4%	0	-8	109.8%	108.4%	111.1%
北本市	0	1	102.8%	120.1%	129.2%	101.5%	0	3	120.4%	527.0%	414.8%
八潮市	0	0	90.9%	128.9%	116.6%	133.5%	0	0	113.7%	168.8%	160.2%
富士見市	0	0	103.8%	130.4%	222.6%	100.5%	0	0	126.7%	176.6%	140.1%
ふじみ野市	1	-1	78.0%	104.5%	110.3%	100.5%	0	1	125.3%	134.6%	144.9%
三郷市	0	0	101.2%	66.1%	35.8%	90.6%	0	1	144.6%	131.9%	76.3%
蓮田市	0	0	85.0%	83.6%	21.4%	79.1%	0	-1	114.1%	204.9%	146.4%
坂戸市	0	0	109.2%	83.8%	62.2%	101.0%	0	4	118.0%	123.9%	113.3%
幸手市	0	0	103.2%	117.1%	83.3%	101.0%	0	-1	131.1%	252.5%	140.4%
鶴ヶ島市	0	2	92.6%	135.9%	122.8%	116.2%	0	0	110.0%	328.1%	253.8%
日高市	0	3	97.7%	135.9%	178.6%	111.2%	-2	1	129.1%	231.9%	140.3%
吉川市	0	0	91.2%	79.2%	71.8%	121.5%	0	0	140.1%	315.3%	206.1%
白岡市	-1	0	109.8%	112.9%	111.5%	108.7%	0	-1	135.0%	460.0%	447.8%
伊奈町	0	1	103.5%	97.7%	92.5%	103.5%	0	-1	124.8%	303.3%	286.8%
三芳町	0	0	76.2%	57.5%	26.5%	101.3%	-1	1	112.5%	284.6%	198.1%
毛呂山町	0	-1	59.2%	59.2%	未使用	104.2%	-2	3	53.4%	105.2%	105.3%
越生町	0	-1	94.0%	97.4%	90.2%	110.8%	0	2	115.3%	182.8%	256.3%
滑川町	0	0	92.6%	136.5%	未使用	102.6%	0	2	102.5%	7900.0%	240.0%
嵐山町	0	0	97.6%	105.6%	106.0%	100.0%	0	3	103.5%	52.2%	185.5%
小川町	0	3	100.1%	100.0%	102.2%	100.0%	0	1	108.4%	118.2%	23.3%
ときがわ町	0	0	96.1%	94.3%	84.3%	98.1%	0	-1	100.8%	164.0%	0.0%
川島町	0	0	79.9%	131.3%	未使用	94.1%	0	0	105.3%	1354.2%	0.0%
吉見町	0	0	94.6%	129.8%	未使用	94.1%	0	0	95.2%	248.1%	0.0%
鳩山町	0	0	121.6%	63.8%	50.8%	94.1%	0	0	141.2%	208.5%	200.0%
横瀬町	0	0	102.8%	100.0%	未使用	94.1%	0	0	127.8%	118.6%	200.0%
皆野町	0	0	90.0%	116.6%	未使用	94.1%	0	1	94.0%	130.7%	200.0%
長瀬町	0	0	101.3%	115.3%	未使用	94.1%	0	0	114.0%	134.7%	200.0%
小鹿野町	0	0	103.8%	294.3%	未使用	143.3%	0	0	124.4%	247.0%	200.0%
東秩父村	0	0	103.9%	104.7%	102.3%	109.6%	0	1	127.3%	16800.0%	200.0%
美里町	1	-3	100.7%	100.0%	100.0%	94.1%	1	-1	119.2%	195.7%	200.0%
神川町	0	-1	112.8%	168.8%	168.8%	94.1%	0	-2	124.9%	346.2%	200.0%
上里町	0	0	89.9%	91.6%	85.9%	101.0%	0	0	131.2%	270.1%	218.2%
寄居町	0	0	99.0%	97.0%	96.5%	99.0%	0	0	126.7%	458.0%	328.8%
宮代町	0	1	105.6%	111.7%	148.7%	100.0%	0	2	122.1%	450.0%	306.5%
杉戸町	0	0	97.9%	95.3%	89.5%	101.1%	0	-2	113.1%	129.7%	458.3%
松伏町	0	0	99.6%	100.8%	100.4%	100.1%	0	3	113.9%	1256.7%	783.5%
	-2	22	99.7%	103.8%	95.5%	110.7%	-16	29	121.1%	154.7%	148.3%

☆相談員人件費欄の斜線について☆

・対比データが不備の自治体、もしくは相談窓口業務を他市町に委託しており人件費で計上していない自治体です。

☆2008年度(H20年度)数値について☆

・相談員人件費は予算数値です。

・市町村合併の関係で、川口市に鳩ヶ谷市含む。加須市に騎西・北川辺・大利根の3町含む。

久喜市に菖蒲・栗橋・鷺宮の3町含む。

あっせん

紹介

助言

情報提供

その他

自治体	(%)
羽生市	26.8%
八潮市	26.8%
越生町	25.0%
毛呂山町	24.4%
杉戸町	21.3%
寄居町	20.8%
上里町	20.4%
富士見市	19.3%
新座市	17.3%
東松山市	17.0%
白岡市	16.9%
北本市	16.8%
嵐山町	16.7%
坂戸市	16.6%
宮代町	15.4%
朝霞市	14.9%
本庄市	14.7%
桶川市	14.2%
横瀬町	13.8%
秩父市	13.7%
加須市	12.9%
伊奈町	12.7%
熊谷市	12.5%
小川町	12.0%
ときがわ町	12.0%
吉川市	11.6%
飯能市	11.6%
草加市	11.3%
日高市	11.1%
狭山市	11.0%
川越市	10.8%
和光市	10.5%
鴻巣市	10.5%
春日部市	10.5%
三芳町	10.4%
深谷市	10.2%
蕨市	9.8%
三郷市	9.6%
蓮田市	9.5%
ふじみ野市	9.5%
さいたま市	9.2%
久喜市	9.2%
行田市	9.1%
入間市	8.7%
志木市	8.6%
松伏町	8.3%
越谷市	7.9%
小鹿野町	7.7%
所沢市	7.5%
幸手市	7.2%
鶴ヶ島市	6.7%
戸田市	5.9%
上尾市	4.9%
川口市	4.8%
吉見町	0.0%
鳩山町	0.0%
東秩父村	0.0%
神川町	0.0%
滑川町	0.0%
川島町	0.0%
皆野町	0.0%
長瀬町	0.0%
美里町	0.0%
	10.3%
埼玉県	11.1%

自治体	(%)
宮代町	11.5%
小川町	10.5%
八潮市	6.5%
越谷市	6.0%
狭山市	4.6%
さいたま市	4.1%
川口市	3.8%
戸田市	3.6%
横瀬町	3.4%
蓮田市	3.4%
春日部市	3.2%
鴻巣市	3.1%
所沢市	2.9%
久喜市	2.9%
白岡市	2.8%
坂戸市	2.8%
吉川市	2.8%
草加市	2.8%
日高市	2.6%
三芳町	2.5%
朝霞市	2.3%
東松山市	2.3%
川越市	2.1%
志木市	2.1%
富士見市	1.9%
上尾市	1.7%
松伏町	1.7%
三郷市	1.6%
桶川市	1.4%
杉戸町	1.3%
和光市	1.3%
鶴ヶ島市	1.1%
羽生市	1.0%
秩父市	1.0%
伊奈町	0.9%
寄居町	0.8%
幸手市	0.7%
入間市	0.6%
行田市	0.6%
北本市	0.6%
蕨市	0.5%
加須市	0.5%
本庄市	0.4%
飯能市	0.4%
新座市	0.3%
ふじみ野市	0.3%
深谷市	0.3%
熊谷市	0.2%
毛呂山町	0.0%
越生町	0.0%
嵐山町	0.0%
ときがわ町	0.0%
吉見町	0.0%
鳩山町	0.0%
小鹿野町	0.0%
東秩父村	0.0%
神川町	0.0%
上里町	0.0%
滑川町	0.0%
川島町	0.0%
皆野町	0.0%
長瀬町	0.0%
美里町	0.0%
	2.8%
埼玉県	1.8%

自治体	(%)
鳩山町	100.0%
神川町	100.0%
飯能市	79.5%
所沢市	78.5%
小鹿野町	76.9%
さいたま市	75.3%
三芳町	74.2%
川越市	74.2%
毛呂山町	73.3%
嵐山町	73.3%
入間市	71.2%
ふじみ野市	70.2%
秩父市	69.8%
杉戸町	69.3%
横瀬町	69.0%
志木市	68.4%
日高市	68.1%
熊谷市	67.4%
蕨市	67.2%
川口市	67.1%
狭山市	66.8%
幸手市	65.9%
寄居町	65.6%
坂戸市	65.6%
越生町	65.0%
深谷市	64.9%
行田市	64.4%
上里町	64.1%
富士見市	62.9%
伊奈町	62.7%
蓮田市	62.2%
上尾市	62.0%
春日部市	60.4%
加須市	60.3%
越谷市	60.2%
白岡市	59.0%
本庄市	58.5%
鶴ヶ島市	57.1%
新座市	56.5%
小川町	55.6%
北本市	54.6%
三郷市	54.5%
松伏町	54.2%
羽生市	52.6%
桶川市	52.4%
朝霞市	51.6%
八潮市	50.6%
草加市	48.2%
宮代町	48.1%
ときがわ町	48.0%
戸田市	45.6%
久喜市	45.5%
和光市	34.6%
東松山市	32.7%
鴻巣市	23.6%
吉川市	18.1%
吉見町	0.0%
東秩父村	0.0%
滑川町	0.0%
川島町	0.0%
皆野町	0.0%
長瀬町	0.0%
美里町	0.0%
	64.9%
埼玉県	66.8%

自治体	(%)
東秩父村	100.0%
鴻巣市	58.4%
東松山市	46.3%
戸田市	44.2%
久喜市	38.1%
草加市	36.7%
鶴ヶ島市	32.6%
ときがわ町	30.0%
桶川市	29.7%
松伏町	29.2%
上尾市	28.2%
三郷市	27.1%
幸手市	26.1%
北本市	26.0%
加須市	23.9%
越谷市	23.7%
蓮田市	22.9%
朝霞市	21.9%
川口市	21.9%
春日部市	21.3%
蕨市	20.6%
本庄市	20.5%
和光市	19.9%
新座市	19.2%
吉川市	18.1%
深谷市	17.6%
日高市	17.4%
白岡市	16.3%
入間市	15.9%
志木市	15.3%
熊谷市	15.2%
坂戸市	15.1%
羽生市	14.9%
ふじみ野市	13.8%
上里町	13.6%
小川町	13.5%
宮代町	13.5%
狭山市	13.3%
富士見市	13.1%
行田市	12.4%
八潮市	11.0%
伊奈町	10.9%
寄居町	10.4%
嵐山町	10.0%
川越市	10.0%
三芳町	9.8%
さいたま市	8.0%
小鹿野町	7.7%
秩父市	7.4%
飯能市	7.3%
所沢市	6.6%
越生町	5.0%
横瀬町	3.4%
杉戸町	1.3%
毛呂山町	0.0%
吉見町	0.0%
鳩山町	0.0%
神川町	0.0%
滑川町	0.0%
川島町	0.0%
皆野町	0.0%
長瀬町	0.0%
美里町	0.0%
	17.3%
埼玉県	16.4%

自治体	(%)
和光市	33.8%
行田市	13.6%
伊奈町	12.7%
宮代町	11.5%
横瀬町	10.3%
ときがわ町	10.0%
朝霞市	9.2%
小川町	8.3%
秩父市	8.2%
小鹿野町	7.7%
三郷市	7.2%
杉戸町	6.7%
松伏町	6.7%
深谷市	6.5%
ふじみ野市	6.1%
本庄市	5.8%
新座市	5.6%
志木市	5.6%
八潮市	5.1%
白岡市	5.1%
越生町	5.0%
春日部市	4.7%
熊谷市	4.7%
吉川市	4.7%
羽生市	4.6%
所沢市	4.5%
鴻巣市	4.5%
久喜市	4.3%
狭山市	4.2%
入間市	3.6%
さいたま市	3.4%
上尾市	3.1%
三芳町	3.1%
川越市	2.9%
富士見市	2.8%
鶴ヶ島市	2.5%
加須市	2.5%
寄居町	2.4%
川口市	2.4%
毛呂山町	2.2%
越谷市	2.2%
北本市	2.1%
桶川市	2.0%
蕨市	2.0%
上里町	1.9%
蓮田市	1.9%
東松山市	1.7%
飯能市	1.2%
草加市	1.0%
日高市	0.9%
戸田市	0.8%
坂戸市	0.0%
幸手市	0.0%
嵐山町	0.0%
吉見町	0.0%
鳩山町	0.0%
東秩父村	0.0%
神川町	0.0%
滑川町	0.0%
川島町	0.0%
皆野町	0.0%
長瀬町	0.0%
美里町	0.0%
	4.3%
埼玉県	3.9%

※注1 ここでの「あっせん」「紹介」「助言」「情報提供」「その他」の定義は次のとおり

- あっせん → 相談者と事業者との間に入り、その事案の解決が得られるにあっせん交渉すること
 紹介 → 都道府県の消費生活センターや弁護士会・司法書士会などの他機関を紹介すること
 助言 → 助言はするが、事業者との交渉は相談者（消費者）本人がおこなうこと
 情報提供 → トラブルが発生していないもので、一般的なアドバイスをおこなうこと

※注2 埼玉県の数字は、平成27年度埼玉県消費生活相談年報に記載されている内容を参考にしました。

※注3 この表には、他市町に委託、他市町と相互利用している自治体も含んでいます。

コープみらいの宅配サービス

配達手数料
無料!

デイリーコープ 月～金のお好きな日、「週3日」からお届け!

舞 菜



食材を無駄にしたいくない、
食生活が偏りがち…。夕食に
悩んだら是非、ご検討ください

お届けは冷蔵

お召し上がりの際は
レンジで温めると
一層おいしいです。

レンジ
90秒～120秒



お留守でも安心!

温度管理も
しっかりの
専用保冷箱で
お届け。

保冷剤も
セット



※一部お届けできない地域があります。

料 理 キ ャ ッ ト



届いてすぐに使える!

カット&下ごしらえ済みなので、
フライパンひとつで簡単に調理できます。
仕事や家事、育児に忙しいご家庭に
ピッタリです。
*一部ご家庭でカットが必要な商品もあります。

簡単!

「冷蔵」でお届け鮮度を保ちます!

製造からお届けまでチルドの温度帯を
維持し、鮮度を保ちます。ご不在の場合でも
専用の保冷箱でのお届けなので安心です。

美味!

お問い合わせはこちら

デイリーコープ受付センター
月曜～金曜 9:00～19:30
土曜 9:00～18:00

0120-502-160

ウィークリーコープ 月～金の毎週1回お届け!

お試しキャンペーン

「コープデリ」をいっしょに利用いただくと、世帯が対象です。

コープデリの
期間限定 2016年11月18日(金)まで



吉野家の味を
お家で堪能



冷凍 吉野家 牛丼の具
135g (1食)



お店の味を、
レンジで手軽に



冷凍 海老といかの
白ワインと
バジルのソース
280g (1食入)



ご家庭で
本格的な味を!



冷凍 6種のハーブを使った!
大きなグリルチキン
2枚 (300g)



伊豆大島の海塩
「海の精」使用



冷凍 東京クリーム大福
天と塩 3個

美味しさ 4品で 1,740円相当を
実感セット 1,000円でご提供します。



コープデリお申込み受付センター

0120-043-502

9:00～20:00 ※営業時間外は自動音声受付ダイヤルで承ります。

co-op
コープネット

コープみらい コープネット事業連合

食卓を笑顔に、地域を豊かに。



嫁にいった娘が、きょうこも、
帰って来ては、自分の育った
家と懐かしみ、あちこち
部屋をみて廻る。
「お父さん元気」「うん」
思い出の残る
大切な住まい。

広告を良く見て聴いて確かめて



Yal
京島 2-20, 二軒長屋

公益社団法人 首都圏不動産公正取引協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目3番 ニッセイ半蔵門ビル3階
☎03-3261-3811

ホームページ: <http://www.sfkoutori.or.jp>



LPガスのこと、 お気軽にご相談ください。

安全性はどんなの？

LPガスには
どういう特徴が
あるの？

ガス器具の
交換はどうしたら
いいの？

環境に
やさしいって
本当？

災害時に
強いって
本当なの？

全国どこでも
使えるの？



きっと満足!!
ご相談受付中!

LPガスは、強い火力で料理にうれしい。

LPガスの発熱量は24,000Kcal、強い火力が大きな魅力。火力が強いエネルギーなので料理のプロたちも好んでLPガスを受用。LPガスを使った料理はとてもおいしく出来上がると言われています。キッチンに立つ奥様の強い味方です。

しかも、環境にやさしい、災害にも強い。

しかも、LPガスは、各家庭へ容器によって供給。どんな場所でも簡単に設置できます。定期的にご家庭に伺い、配送・点検しますので、安全・安心さも格別。環境にやさしい、万一の災害時にも強いなど、たくさんの魅力を備えたLPガス。この機会に、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

やっぱり、LPガスがいいね。

埼玉県LPガスお客様相談センター

フリーダイヤル **0120-41-9640**

○ご相談タイム/午前9:00～午後5:00(土・日・祝日は休ませていただきます)



一般社団法人 埼玉県LPガス協会内

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1-410
エイベックスタワー浦和 オフィス東館4F

医療生協さいたま生活協同組合 介護・看護職員募集中

いのち ♥ くらし

その人らしい生き方を支える



老人保健施設みぬま
老人保健施設さんとも
埼玉協同病院



熊谷生協病院
秩父生協病院
埼玉県内 13 か所 訪問看護ステーション



お問い合わせは 医療生協さいたま 本部

介護職員 介護事業部 yamamoto.c@mcp-saitama.or.jp

看護師 保健看護部 kangakusei@mcp-saitama.or.jp

TEL 048-294-6111 (代表)



pal*system

安全・安心・おいしさを
お届けします。

生活協同組合
パルシステム埼玉



パルシステムのお米や青果は、
つくる人の顔が見える産直品。

「安全」「安心」「おいしさ」を、
ご自宅までお届けします！

サンプルカタログを差し上げます。
お気軽にお問い合わせください。

TEL 0120-860-678

受付 月～金 AM 9:00 ～ PM 8:00

あんしん
創造バンク
中央ろうきん

〈ろうきん〉は、
はたらく皆さまのための金融機関。
様々な商品・サービスを通じて、
皆さまの夢や暮らしを応援します。

〈中央ろうきん〉の
基本姿勢

働く人の
豊かな暮らしを
応援します。

はたらく仲間の
金融機関です。

〈ろうきん〉は、はたらく仲間が助け合うためにつくられた協同組織の金融機関。はたらく人たちの暮らしを支え、快適な社会づくりに寄与することを目的としています。

非営利・公平・民主的
運営の金融機関です。

〈ろうきん〉は営利を目的とせず、公平・民主的に運営されています。「安心・安全・健全」をモットーに、皆さまに選ばれる金融機関を目指しています。

生活者本位の
金融機関です。

〈ろうきん〉は、はたらく人たちからお預かりした資金を、住宅・結婚・教育資金など、はたらく人たちの生活を守り、より豊かにするために役立てています。



ご存知
ですか？

ろうきんの普通預金口座なら…

ATMの引出し
手数料負担が

銀行、コンビニ等を利用して
かかった手数料は誰でも
即時全額キャッシュバック

0 円

※一部取り扱いできないコンビニエンスストアもございます。

●〈中央ろうきん〉のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行、銀行、コンビニ等の ATM・CD を利用してお引出しした場合、(セブン銀行 ATM で 19:00 以降翌日 7:00 までにお引出しした場合)は、所定の利用手数料がかかりますが、この手数料を即時にお客様の〈中央ろうきん〉ご利用口座へお戻しします。●貯蓄預金口座のお引出し・マイプランのお引出しも対象となります。●キャッシュバックは、お引出し手数料の全てが対象となります。●詳しくは〈中央ろうきん〉ホームページをご覧ください。●2015 年 8 月 1 日現在

●お問い合わせ先 〈中央労働金庫〉埼玉県本部 TEL:(048)-836-5511

この安心を、
家族の成長とともに。

医療タイプ 医療安心タイプ 終身医療5000
総合タイプ 総合2倍タイプ 大型タイプ
がん保障プラス 生きる安心タイプ 傷害安心タイプ
シニア総合タイプ シニア医療タイプ シニア傷害安心タイプ
キッズタイプ キッズワイドタイプ 長生きあんしんプラン

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済



保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済埼玉県本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)

☎048-822-0631

1116S046

まかせて安心 確かな技術

あなたのまちの
電気の安全を見守りつづけます



1. ご家庭や商店等の電気設備の安全調査などを定期的に行っています。
2. ビルや工場などのお客さまから委託を受けて電気設備の点検を行っています。
3. チラシ・パンフレット・講習会やテレビなどで電気安全知識のPRを行っています。



関東電気保安協会 埼玉事業本部

さいたま市中央区上落合 4-10-6

TEL048-856-3051 <http://www.kdh.or.jp>

県内事業所 さいたま/熊谷/越谷/川越/久喜

広告



ホテル
まち・ひと・こころをつなぐ宿



パレスホテル大宮

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5

TEL.048-647-3300

◆お得なプランやフェアなど、詳しい情報は下記で検索！

パレスホテル大宮

検索

<http://www.palace-omiya.co.jp>

—埼玉県農林業振興と米産直の—
(農)埼玉産直ネットワーク協会

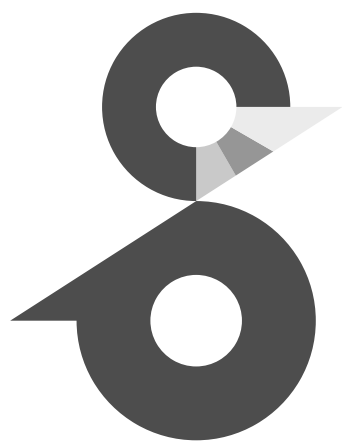


〒347-0006

埼玉県加須市上三俣 1745-1

TEL0480-44-8167 Fax 0480-44-8168

組合長理事 塚田 静男



株式会社 双信舎印刷

〒330-0044 さいたま市浦和区瀬ヶ崎 2-16-10

TEL 048-886-5556 (代) FAX 048-881-0975

Email sosinsya@f5.dion.ne.jp

Gmail sosinsya@gmail.com



住まい専門の生協です

あらゆることをサポートします！

さいたま住宅生協の仕事は

5つの柱で人と環境にやさしい住まいづくりをすすめています

新築工事

長寿命・自然素材の家

専任の設計者が、ご要望を確認するカウンセリングからプランニングまで行い、住む人のニーズに合わせた住宅を提供します。

アフターケア 10年保障



リフォーム

住む人の想いを“形”にします

多彩なアイテムとアイデアを提案します。お気軽にご相談ください。



外壁塗装

住まいを長持ちさせる

高品質な塗料も用意しています。ご予算も含めてご相談ください。

アフターケア 5年保障



白アリ消毒

住まいの土台から守る

定期的な床下点検と白アリ防除を組合員価格で行います。

アフターケア 5年保障



耐震診断補強工事

予測不能な地震に備える

地震への不安は、耐震診断を行うことで耐震性を明らかにして対策を講じることが重要です。



あなたの住まいのホームドクター



県知事認可432号

住宅専門の co-op

さいたま住宅生活協同組合



0120-502-817

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-10-12 <http://www.houscoop.or.jp/>



[illegible]

主 催 第 52 回埼玉県消費者大会実行委員会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生協連内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973